

日本年金機構中期計画・平成26年度計画

※中期計画（第2期）及び平成26年度計画の下線は、中期計画（第1期）及び平成25年度計画に対する変更箇所
 ※中期計画（第1期）及び平成25年度計画の下線は、中期計画（第2期）及び平成26年度計画で削除・修正した箇所

中期計画		年度計画	
日本年金機構中期計画（第1期）	日本年金機構中期計画（第2期）	平成26年度計画	平成25年度計画
<p>前文 日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命とする。 この使命を果たすためには、<u>日本年金機構の前身である社会保険庁が国民の皆様の不信を招いた様々な問題を踏まえ、何よりも年金記録問題への対応を最優先課題として全力を挙げて取り組む。</u>また、<u>日本年金機構法(平成19年法律第109号)に定める基本理念や「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定。以下「基本計画」という。)</u>に基づき、<u>正確・確実な業務遂行や提供するサービスの質の向上を図り、厚生労働大臣から示された中期目標の達成を図るとともに、業務についてお客様目線に立って不断の改善を行い、その成果を積極的に公表する。</u> <u>お客様の信頼確保に向けた組織改革のため、発足当初の3か月は発足に伴う混迷回避と円滑な移行に最大限注力し、平成2</u></p>	<p>前文 日本年金機構(<u>以下「機構」という。</u>)は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命とする。 この使命を果たすため、<u>社会保険庁が国民の皆様の不信を招いた様々な問題にかんがみ、また、機構が設立された経緯や日本年金機構法に定める基本理念及び「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定。以下「基本計画」という。)</u><u>を十分に踏まえ、</u>正確・確実な業務遂行や提供するサービスの質の向上を図り、厚生労働大臣から示された中期目標の達成を図るとともに、業務についてお客様目線に立って不断の改善を行う。 <u>第1期中期目標期間(平成22年1月～平成26年3月末)においては、お客様の信頼を回復するため、年金記録問題への対応を最優先課題とし、これに全力を挙げて取り組んだ。その結果、紙台帳等とコンピュー</u></p>	<p><u>平成26年度においては、「自信と誇りを持って働ける組織をつくり上げ、お客様の年金権を守る」ことを目標とし、その実現を図るため、機構の基幹業務である適用、徴収、給付、記録管理、相談等の業務に全力を傾注するとともに、事務処理誤り、事務処理遅延の根絶に向けて、以下に掲げる事項に計画的に取り組む。</u> また、今後、順次施行が予定されている制度改正に伴う業務の円滑な実施のため、厚生労働省と連携を図り、必要な対応を行う。 なお、東日本大震災により被災された被保険者や事業主等への適切な対応に引き続き取り組む。</p>	<p><u>平成25年度においては、「年金記録問題に傾注するとともに、基幹業務への取組を強化し、親切・迅速・正確なお客様サービスの提供を目指すこと」を目標として、その実現に向けて、①年金記録問題対応への総力結集と基幹業務の本格的な取組強化②親切・迅速・正確なお客様サービスの提供③組織風土改革と人材育成の3つを重点として、以下に掲げる事項に計画的に取り組む。</u> また、今後、順次施行が予定されている制度改正に伴う業務の円滑な実施のため、厚生労働省と連携を図り、必要な対応を行う。 なお、東日本大震災により被災された被保険者や事業主等への適切な対応に引き続き取り組む。</p>

<p>2年度以降、サービス向上に向け、職員の士気高揚・組織の活性化を通じた本格的な取組を、優先順位を付けて計画的に進める。</p>	<p><u>タ記録の全件突合せなど年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の目標を概ね達成することができた。他方、適用、徴収、給付、記録管理、相談等の機構の基幹業務については、全般的にはその業績は回復・改善傾向にあるものの、現年度の国民年金保険料納付率が依然として低迷し続けているなど、なお一層の努力が必要な状況となっている。</u></p> <p><u>お客様の年金権確保を確実なものとするため、基幹業務である、適用、徴収、給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行うとともに、引き続き、年金記録の正確な管理と年金記録問題への適切な対応を行い、これらの取組成果を積極的に公表する。また、年金業務に対する国民からの信頼を回復するため、国民の声を幅広く聴き、着実にサービス向上につながる取組を行う。さらに、予定されている年金制度改革の施行や社会保障・税番号制度導入について、円滑かつ確実な実施を図る。その他、諸外国の年金実施機関の状況も参考に、ICT化によるお客様の利便性の向上と業務の効率化を進めるとともに、相談等の対人サービスの向上や地域における年金の周知・普及に努める。</u></p> <p><u>公的年金事業に関する業務運営は、公的年金制度の制度設計と両輪の関係であることから、公的年金の制度設計に関する改善点等について積極的に提案を行うとともに</u></p>		
---	--	--	--

<p>真にお客様に信頼される組織を目指し、<u>日本年金機構が国民生活にとって重要な組織であり、課せられた使命が極めて重大であることをしっかりと認識しながら、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、職員一人ひとりが使命感と誇りを持ち、一丸となって取組を進める。</u></p>	<p><u>に、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組む。</u></p> <p>真にお客様に信頼される組織を目指し、機構が国民生活にとって重要な組織であり、課せられた使命が極めて重大であることをしっかりと認識しながら、職員一人ひとりが使命感と誇りを持ち、一丸となって取組を進める。</p>		
<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項 (ここでは略)</p>			<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項 (ここでは略)</p>
<p><u>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p><u>1. 適用事務に関する事項</u></p> <p>(1)国民年金の適用の促進 以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。</p> <p>ア 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳到達者について、<u>職権による適用事務の実施により、適用を促進する。</u></p>	<p><u>I. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p><u>1. 国民年金の適用・収納対策</u></p> <p>(1)国民年金の適用<u>促進対策</u> 以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、<u>届出がない場合の資格取得手続き等を確実に促進する。</u></p>	<p><u>I. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p><u>1. 国民年金の適用・収納対策</u></p> <p>(1)国民年金の適用促進対策</p> <p>①<u>確実な適用の実施</u> 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続き等を確実に実施する。 また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続きの迅速化を図る。</p>	<p><u>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p><u>1. 適用事務に関する事項</u></p> <p>(1)国民年金の適用事務の<u>確実な実施</u></p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続きを確実に実施する。 また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続きの迅速化を図る。</p>

<p>イ 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。</p> <p>ウ 国民健康保険の保険者である市町村との連携により、適正な届出を促進する。</p>	<p>②転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、<u>市区町村やハローワークと連携した届出勧奨</u>、関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。<u>また、健康保険組合及び共済組合からの情報を得て、適正な届出を促進する。</u></p> <p>③ 国民健康保険の保険者である<u>市区町村</u>との連携により、適正な届出を促進する。</p>	<p>②関係機関との連携・協力 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村や<u>ハローワーク</u>との連携に努め、適正な届出を促進する。</p> <p>③第3号不整合問題への対応 第3号被保険者の記録不整合問題に関して、厚生労働省の指示の下に、その問題に対処するための「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下、健全化法という。）」の施行事務として、時効消滅期間にかかる特定期間該当届の届出勧奨及び特例追納の申し出勧奨を実施する。 また、健康保険組合及び<u>共済組合</u>から提供される被扶養者情報に基づく第3号被保険者記録の確認及び不整合記録を有する者への種別変更届の届出勧奨に向けた準備として、関係機関との調整及び被扶養配偶者情報の提供依頼を行う。</p>	<p>②第3号被保険者の記録不整合問題に関して、厚生労働省の指示の下に、その問題に対処するための「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の施行準備を的確に行うとともに、再発防止に取り組む。 また、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を確実にを行うため、不整合記録を系統的に抽出し種別変更を行うなどの取組を推進する。 なお、健康保険組合から提供される被扶養者情報に基づく第3号被保険者記録の確認及び不整合記録を有する者への届出勧奨に向けた準備を行う。</p> <p>③市区町村や公共職業安定所との連携に努め、適正な届出を促進する。</p>
---	--	--	---

<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の納付率の向上</p> <p>以下の取組により、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から <u>4～5</u> ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。</p> <p>また、<u>現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成 21 年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。</u></p> <p>ア 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組にあたっては、毎事業年度(<u>平成 21 年度を除く。</u>)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。</p>	<p><u>(2) 国民年金保険料収納対策</u></p> <p>以下の取組により、<u>現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。</u></p> <p>①効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組にあたっては、毎事業年度、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。</p>	<p><u>(2) 国民年金保険料収納対策</u></p> <p>①行動計画の策定</p> <p>国民年金の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成26年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。</p> <p>なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、</p> <p>ア <u>平成26年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年度実績を上回る水準を確保すること。</u></p> <p>イ <u>平成25年度分保険料の平成26年度末における納付率については、平成25年度末から少なくとも4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること。</u></p> <p>ウ <u>平成24年度分保険料の最終納付率については、平成24年度の現年度納付率から少なくとも6.5ポイント程度の伸び幅を確保すること。</u></p> <p>エ <u>口座振替実施率については、国における施策を踏まえ、前年度と同等以上の水準を確保すること。</u></p> <p>オ <u>コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目指す。</u></p>	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の納付率の向上</p> <p>①国民年金の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成25年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。</p> <p>なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、</p> <p>ア <u>平成23年度分保険料の最終納付率については、平成23年度の現年度納付率から6.5ポイント程度の伸び幅を確保すること</u></p> <p>イ <u>平成24年度分保険料の平成25年度末における納付率については、平成24年度末から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること</u></p> <p>ウ <u>平成25年度分保険料の現年度納付率については、これまでの納付率の低下傾向から回復基調に転換させ、平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより60%台に回復するとともに、更なる改善を目指すこと</u></p> <p>エ <u>口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること</u></p> <p>オ <u>コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保すること</u></p> <p>を目標とする。</p>
--	---	---	--

<p>イ 保険料の納付督促業務及び免除等勸奨業務について、<u>要求水準</u>を明確にして外部委託を行うとともに、適切な進捗管理を実施する。</p>	<p>②保険料の納付督促業務及び免除等勸奨業務について、<u>達成目標</u>を明確にして外部委託を行い、適切な進捗管理を実施する。</p>	<p>②目標達成に向けた進捗管理の徹底等 目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、<u>取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。</u></p> <p>③収納対策強化指定年金事務所の指定納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所を指定し、本部及びブロック本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。</p> <p>④市場化テスト受託事業者との連携・強化 市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務及び免除等勸奨業務それぞれについて達成目標の実現に向けた取組を実施する。 また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、訪問督促件数増などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督促方法や進捗管理等の検討を行う。</p> <p>⑤免除等申請の勸奨</p>	<p>また、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図る。</p> <p>②市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務及び免除等勸奨業務それぞれについて達成目標の実現に向けた取組を実施する。 また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、訪問督促件数増などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督促方法や進捗管理等の検討を行う。</p> <p>③収納対策強化指定年金事務所の指定納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事</p>
---	--	---	---

<p>ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p>	<p>③強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。<u>また、強制徴収の実施体制等を踏まえながら督促の範囲の拡大を図る。</u></p>	<p>所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となり得る者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除等申請勧奨を行った結果として免除等に結び付いた割合を把握するとともに、免除勧奨対象者等について少なくともその半数を免除・納付に結び付けるべく、未納者の属性等に応じた収納対策を推進する。</p> <p>⑥強制徴収の着実な実施 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について、滞納処分を実施する。 特に、<u>平成26年度においては、租税等控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者に督促を実施する。</u> また、徴収が困難な事案については、本部、ブロック本部及び年金事務所の連携を密にして、組織全体で早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。</p>	<p>務所を指定し、本部及びブロック本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。</p> <p>④強制徴収の着実な実施 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について、滞納処分を実施する。 また、徴収が困難な事案については、本部、ブロック本部及び年金事務所の連携を密にして、組織全体で早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、国税庁との打ち合わせを定例化するなど、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。</p> <p>⑤所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となり得</p>
--	--	--	---

<p>エ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>カ 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。</p>	<p>④口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の<u>利用</u>促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>⑤コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>⑥所得情報の取得や<u>年金制度</u>の周知に係る協力等、<u>市区町村</u>や<u>ハローワーク</u>や各種団体と連携・協力して取組を進める。</p>	<p>さらに、国税庁との打ち合わせを定例化するなど、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。</p> <p>⑦口座振替等の利用促進 保険料の納め忘れを防止するため、口座振替制度及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。また、保険料を納めやすい環境作りの一環として、コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図る。</p> <p>⑧市区町村、各種団体との連携・協力 所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。</p> <p>⑨公的年金制度に対する理解の促進</p>	<p>る者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除等申請勧奨を行った結果として免除等に結び付いた割合を把握するとともに、<u>平成24年所得に基づく免除勧奨対象者等</u>について、<u>平成26年度夏までに</u>、少なくともその半数を免除・納付に結び付けるべく、未納者の属性等に応じた収納対策を推進する。</p> <p>⑥保険料の納め忘れを防止するため、口座振替制度及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。また、保険料を納めやすい環境作りの一環として、コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図る。</p> <p>⑦市区町村、各種団体との連携・協力 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市区町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。</p> <p>⑧公的年金制度に対する理解の促進</p>
--	---	---	---

	<p><u>⑦後納制度については、制度の終期が平成27年9月30日であることから、当該期間中の後納制度の利用促進を図るとともに十分な窓口体制を確保する。</u></p>	<p>公的年金制度に対する漠然とした不安感や不信感を払しょくし、制度の意義や仕組みなどの正しい理解を促進するため、11月を「ねんきん月間」と定め、制度の周知、啓発活動を集中的に行う。特に高校、大学生など若年層に対しては、「ねんきん月間」をはじめ、様々な機会を通じて年金セミナーを精力的に実施し、年金制度の周知、啓発活動を促進する。</p> <p>⑩後納制度の利用促進 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「年金確保支援法」という。）」に基づく後納制度については、<u>制度の終期が平成27年9月30日であることから</u>、市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。</p> <p>⑪年金機能強化法等に基づく各制度の利用促進 「<u>公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「年金機能強化法」という。）</u>」等に基づく国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し及び2年前納制度について、市区町村等と協力・連携し、制度の利用促進を図る。</p>	<p>公的年金制度に対する漠然とした不安感や不信感を払しょくし、制度の意義や仕組みなどの正しい理解を促進するため、11月を「ねんきん月間」と定め、周知活動を集中的に行う。特に大学生等の若年層に対しては、「ねんきん月間」をはじめ、様々な機会を通じて啓発の取組を強化する。</p> <p>⑨年金確保支援法に基づく後納制度については、引き続き対象者への届出勧奨を行うとともに、市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施し、制度の利用促進を図る。</p>
--	--	--	--

<p><u>1. 適用事務に関する事項</u></p> <p>(2)厚生年金保険・健康保険・<u>船員保険</u>の適用の促進</p> <p>以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。<u>これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平成 21 年度を除く。)、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的な推進に努める。</u></p> <p><u>なお、重点的加入指導(職員による個別訪問及び年金事務所への呼び出し)など適用促進に関する各種取り組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成 18 年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。</u></p> <p>①未適用事業所の適用の促進</p> <p>ア 公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を収集・活用し、未適用事業所の効率的かつ確な把握に努める。</p>	<p><u>2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策</u></p> <p>(1)厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策</p> <p>以下の取組により、厚生年金保険・<u>健康保険</u>等の適用を促進する。<u>その取組に当たっては、平成24年度に設定した「平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年以内(平成26年度まで)に半減」という目標の達成状況等を踏まえ、平成27年度以降の新たな目標を策定するとともに、法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所に対する調査・加入指導等に、集中的に取り組む。なお、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に推進する。</u></p> <p>①適用調査対象事業所の適用の促進</p> <p>ア <u>法人登記簿情報、雇用保険情報を活用したシステムによる突合せ、ハローワーク、地方運輸局、地方整備局等</u>が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、適用調査対象事業所の効率的かつ確な把握に努める。</p> <p>また、<u>会社法人等</u>番号を活用し、適用調査対象事業所を的確に把握する。更に短時間労働者の適用拡大の対象事業所の特定</p>	<p>2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策</p> <p>(1)厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策</p> <p>以下の取組により、厚生年金保険・健康保険等の適用を促進し、平成24年度に設定した「平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年以内(平成26年度まで)に半減」という目標を達成する。<u>また、法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所に対する調査・加入指導等に取り組むとともに、平成27年度以降の新たな目標の策定に取り組む。</u>なお、適用促進に当たっては、数値目標や具体的なスケジュールを定めた平成26年度行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に推進する。</p> <p>①適用調査対象事業所の適用の促進</p> <p>ア 適用調査対象事業所の的確な把握 法人登記情報、雇用保険情報を活用したシステムによる突合せ、ハローワーク、地方運輸局、地方整備局等が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、適用調査対象事業所の効率的かつ確な把握に努める。<u>また、適用調査対象事業所を的確に把握するために、事業所記録と会社法人等番号との紐付けを行う。</u></p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・<u>船員保険</u>の適用の促進</p> <p>以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組に当たっては、機構全体及び各年金事務所ごとに平成25年度行動計画を策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に推進する。</p> <p>①未適用事業所の適用の促進</p> <p>ア 未適用事業所の確な把握 法人登記情報、雇用保険情報を活用したシステムによる突き合わせ、公共職業安定所、地方運輸局、地方整備局等が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、未適用事業所の効率的かつ正確な把握に努める。</p>
---	--	--	---

<p>イ <u>未適用事業所の加入勧奨等の適用促進業務について、外部委託により効率的に行う。</u></p> <p>ウ <u>加入指導から立入検査及び職権適用に至る実施手順、判断基準を定める。</u></p> <p>エ <u>ウによる手順・基準に基づき、外部委託先と連携しつつ、呼出や訪問等による重点的な加入指導を実施する。</u></p> <p>オ <u>ウによる手順・基準に基づき、加入指導後に届出を行わない事業所に対して、立入検査の上、職権適用を着実に実施する。</u></p> <p>カ <u>未適用事業所について、システムによる的確な管理を実施する。</u></p> <p>②事業主からの適正な届出の促進</p> <p>ア <u>適用事業所の事業主に対する適正な届出の指導を実施する。</u></p> <p>イ <u>事業所の業種や被保険者の特性を踏まえて、重点的な事業所調査を実施する。</u></p>	<p>への活用することを検討する。</p> <p>イ <u>適用調査対象事業所の加入勧奨について、外部委託を活用することにより効率的に実施する。</u></p> <p>ウ <u>適用調査対象事業所の重点的な加入指導等について、イの外部委託先との連携により効果的・効率的に実施する。</u></p> <p>エ <u>加入指導後においても届出を行わない事業所に対して、立入検査を行い認定による加入手続きを実施しつつ、着実な適用に努める。</u></p> <p>②事業主からの適正な届出の促進</p> <p>ア <u>適用事業所の事業主に対する適正な届出の指導を実施する。</u></p> <p>イ <u>事業所の業種や被保険者の特性を踏まえて、重点的な事業所調査を実施する。</u></p>	<p>イ <u>適用調査対象事業所の加入勧奨新規法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所の加入勧奨について、外部委託を活用することにより効率的に実施する。</u></p> <p>ウ <u>適用調査対象事業所の重点的な加入指導及び認定による加入手続の実施</u></p> <p>・平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を、3年以内に半減する目標は、<u>26年度が最終年度に当たるため、目標達成に向けて、より多くの事業所を適用するよう、適用調査対象事業所に対して優先順位をつけ加入指導を実施する。</u></p> <p>・重点的な加入指導を複数回実施しても加入の見込みがない事業所については、必要に応じて、立入検査を行い認定による加入手続きを実施する。</p> <p>なお、加入指導に従わない悪質な事業所については、本部及びブロック本部の指導・支援の下、告発も視野に対応する。</p> <p>②事業主からの適正な届出の促進</p> <p>ア <u>資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所に対し、関係機関と連携を図り、重点的な指導を行う。</u></p> <p>イ <u>全喪届受付時に、第三者の確認のな</u></p>	<p>イ <u>未適用事業所への重点的な加入指導及び認定による加入手続の実施</u></p> <p>・平成23年度末時点で把握した未適用事業所について、従業員が多い事業所から優先的に加入指導を実施し、3年以内に半減することを目標とする。</p> <p>・加入指導に当たっては、外部委託による加入勧奨を行い、その結果を踏まえ、重点的な加入指導等を実施し、着実に適用へと結び付ける。</p> <p>・重点的な加入指導を複数回実施しても加入の見込みがない事業所については、必要に応じて立入検査の上、認定による加入手続を実施する。</p> <p>なお、加入指導に従わない悪質な事業所については、本部及びブロック本部の指導・支援の下、告発も視野に対応するとともに、<u>告発を行った際には、事業所名等の公表を行う。</u></p> <p>・<u>適用促進対象事業所に係る取組の進捗管理について、システムによる的確な管理を実施する。</u></p> <p>②事業主からの適正な届出の促進</p> <p>ア <u>資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所に対し、関係機関と連携を図り、重点的な指導を行う。</u></p>
---	---	--	---

<p>ウ 遡及して提出された資格喪失届、標準報酬月額変更届や全喪届について、事実関係の確認を徹底する。</p>	<p>ウ 遡及して提出された資格喪失届、標準報酬月額変更届や全喪届について、事実関係の確認を徹底する。</p> <p><u>エ 事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを推進する。</u></p> <p><u>オ 一括適用・本社管理制度の推進を図る。この場合、会社法人等番号を用いて複数の事業所を有する法人を特定して勧奨することについて検討する。</u></p>	<p>い書類を添付している事業所については、一定期間経過後に事業実態を把握し、違法な脱退を防止する。</p> <p>ウ 事業主から一定期間以上遡及して提出された資格喪失届や降給による月額変更届について、添付書類等により、届出内容の事実関係の確認を徹底する。</p> <p>エ 事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。</p> <p>オ 総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。この総合調査及び定時決定時調査等の調査結果については、今後の取組に反映させる。</p> <p>カ 一括適用・本社管理制度の推進を図る。また、<u>複数の事業所を有する法人を特定するために、事業所記録と会社法人等番号との紐付けを行う。</u></p> <p>③厚生年金特例法への対応 厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の手続を実施する。</p>	<p>イ 全喪届受付時に、第三者の確認のない書類を添付している事業所については、一定期間経過後に事業実態を把握し、違法な脱退を防止する。</p> <p>ウ 事業主から一定期間以上遡及して提出された資格喪失届や降給による月額変更届について、添付書類等により、届出内容の事実関係の確認を徹底する。</p> <p>エ 事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。</p> <p>オ 総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。この総合調査及び定時決定時調査等の調査結果については、今後の取組に反映させる。</p> <p>また、一括適用制度又は本社管理の利用促進を図ることにより、<u>短期間の加入漏れの発生防止等に努める。</u></p> <p>③厚生年金特例法への対応 厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の手続を実施する。</p>
<p>(2)厚生年金保険・健康保険・<u>船員保険</u>等の徴収対策の<u>推進</u> 厚生年金保険等の保険料等について、<u>未</u></p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険等の徴収対策 厚生年金保険・<u>健康保険</u>等の保険料<u>徴収</u> <u>対策</u>については、<u>毎事業年度、数値目標</u></p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険等の徴収対策 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収 対策については、<u>機構全体及び年金事務</u></p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・<u>船員保険</u>等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等の徴収対策に</p>

<p><u>適用事業所の適用を進めつつ、以下の取組により、確実に保険料収入を確保するとともに、保険料等を滞納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実に実施する。</u></p> <p><u>ア 口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の促進を図る。厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</u></p> <p><u>イ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成 21 年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分を確実に実施する。</u></p>	<p><u>や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び年金事務所ごとに策定し、確実に保険料収入を確保するため、当該計画に基づいて以下の取組を効果的・効率的に推進する。</u></p> <p><u>口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率については、毎事業年度の収納率が前事業年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</u></p> <p>①口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の<u>利用</u>促進を図る。</p> <p>②<u>保険料等を滞納する事業主</u>に対する納付指導及び滞納処分を<u>関係法令に基づき、適正かつ</u>確実に実施する。</p>	<p>所ごとに平成26年度行動計画を策定し、以下の取組を効果的・効率的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。</p> <p>①口座振替の利用促進 口座振替を利用していない適用事業所については、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に<u>勧奨する</u>。</p> <p>②滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 ア 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。 なお、新規滞納事業所に対しては、初期手順に従い、納付督促及び滞納処分を確実に実施する。 イ 滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取った上で、きめ細かな納付指導を行う。</p>	<p>については、機構全体及び年金事務所ごとに平成25年度行動計画を策定し、以下のような取組を効果的・効果的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。</p> <p>①口座振替の推進 口座振替による保険料納付の推進を図るため、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に<u>協力を求める</u>。</p> <p>②滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 ア 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。 なお、新規滞納事業所に対しては、初期手順に従い、納付督促及び滞納処分を確実に実施する。 イ 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取った上で、きめ</p>
--	--	--	---

<p>ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、<u>保険料収入の確保に努める</u>。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p>	<p>③強制徴収については、関係法令に基づき、適正に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図る。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを<u>積極的に</u>活用する。</p>	<p>ウ また、繰り返し納付指導したにもかかわらず、納付指導に応じない事業所に対しては、関係法令に基づき滞納処分を迅速かつ確実に実施する。</p> <p>③徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底 徴収が困難である事業所に対しては、本部、ブロック本部及び年金事務所が連携して早期の滞納解消に向けた取組を実施する。また、必要に応じ、国税庁と連携協力し、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。</p>	<p>細かな納付指導を行う。</p> <p>ウ また、繰り返し納付指導したにもかかわらず、納付指導に応じない事業所に対しては、関係法令に基づき滞納処分を迅速かつ確実に実施し、保険料の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁と連携協力し、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。</p>
<p>3. <u>給付事務に関する事項</u></p> <p>①以下の取組により、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努める。</p> <p>ア 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を次のとおり定め、所要日数(請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除く。)での当該目標の達成に向けて、<u>迅速な決定に努めるとともに、問題点を分析し、取組の改善を図る。中期目標期間中、毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定した各サービススタンダードについて、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを目指す。</u></p>	<p>3. <u>年金給付</u></p> <p>年金給付の迅速な決定及び正確な支給を行うため、<u>以下の取組を行う。</u></p> <p>①<u>迅速な支給決定</u> 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を次のとおり定め、所要日数(請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市<u>区</u>町村からの回付に要した日数を除く。)での当該目標の達成に向けて、<u>迅速な決定に努め、各サービススタンダードの達成率を90%以上とすることを指す。</u></p>	<p>3. <u>年金給付</u></p> <p>①迅速な決定 「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率<u>90%以上を維持する</u>よう取り組む。</p>	<p>3. <u>給付事務に関する事項</u></p> <p>①迅速な決定 「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、達成率が前年度の実績を上回り、中期計画の最終年度における目標である<u>90%以上となるよう取組を推進する。</u></p> <p><u>なお、達成率の低い障害厚生年金については、引き続き、本部の審査事務の効率化を図り、スキルの向上に努めるとともに、年金事務所・事務センターとの連携を強化し、本部への年金請求書の送付日数の短縮化や返戻件数の削減、審査スキルの向上を図る。</u></p>

<p><サービススタンダード></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金:3か月以内 ・障害厚生年金:3か月半以内 <p>① 年金給付の支給の誤りを防止するため、年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図るとともに、事務処理誤りが発生した場合には、事務処理誤りに関する組織内の情報共有を徹底するなど、再発防止のための必要な改善措置を講じる。</p> <p>② 年金支給年齢の到達前に受給権の発生をお知らせする文書を送付する等、受給者の申請忘れ、申請漏れを極力防ぐための実効ある取組を<u>進める</u>。</p>	<p><サービススタンダード></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金:3か月以内 ・障害厚生年金:3か月半以内 <p><u>②正確な事務</u></p> <p>年金給付の支給の誤りを防止するため、年金給付に関する業務処理マニュアルの周知徹底を図るとともに、事務処理誤りが発生した場合には、関係組織内の情報共有を徹底するなど、再発防止のための必要な改善措置を講じる。</p> <p><u>③年金受給にできる限り結び付けていくための取組</u></p> <p>年金支給年齢の到達前に受給権の発生をお知らせする文書を送付する等、受給者の申請忘れ、申請漏れを極力防ぐための実効ある取組を<u>行う</u>。</p>	<p><サービススタンダード></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金:3か月以内 ・障害厚生年金:3か月半以内 <p>② 正確な事務</p> <p>年金給付関係の事務処理誤りを防止するため、過去の裁判等の事例も含め、事務処理誤りについての情報共有を図るとともに、その要因分析を十分行い、事務処理マニュアルの充実や職員への周知徹底等を図る。</p> <p>③ 年金受給にできる限り結び付けていくための取組</p> <p>受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢(60歳(女性のみ)、61歳(男性のみ)又は65歳)に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書(ターンアラウンド方式)を本人宛に送付する等の取組を行う。また、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付する。</p>	<p>② 正確な支給</p> <p>年金給付関係の事務処理誤りを防止するため、過去の裁判等の事例も含め、事務処理誤りについての情報共有を図るとともに、その要因分析を十分行い、事務処理マニュアルの充実や職員への周知徹底等を図る。</p> <p>③ 年金受給にできる限り結び付けていくための取組</p> <p>受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢(60歳又は65歳)に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書(ターンアラウンド方式)を本人宛に送付する等の取組を行う。また、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付する。</p> <p><u>④住基ネットを活用した届出手続の簡素化</u> <u>新規裁定者等に対し、住民票コードの収録</u></p>
--	--	--	--

			<p><u>状況をお知らせし、住所変更や死亡の届出の省略について周知する。また被保険者の住所変更届の省略の実現に向けて、住民票コードの収録作業を進める。</u></p>
<p><u>I. 年金記録問題への対応に関する事項</u> <u>○年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。</u></p> <p><u>(1)年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明・各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態解明を進める。</u></p> <p><u>(2)基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明・未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。</u></p>	<p><u>4. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応</u> <u>(1)年金記録の確認等の対応</u> <u>年金記録の回復のため、引き続き、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①お客様からの年金記録に関する申出への対応</u> <u>ねんきん定期便及び「ねんきんネット」での加入状況の確認や年金請求時等を契機としたお客様からの年金記録に関する申出等に対して、必要な調査などの対応を適切に行う。また、引き続き未統合記録の解明等のため、ねんきん定期便等を活用し年金記録の「もれや誤り」の申出の働きかけを行う。</u></p> <p><u>②年金記録の確認等に関する事務処理体制の整備</u> <u>お客様からの申出等に迅速、適切に対応</u></p>	<p><u>4. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応</u> <u>年金記録の正確な管理と年金記録の確認等のため、以下の取組を行う。</u> <u>(1)年金記録の確認等の対応</u></p> <p><u>①お客様からの年金記録に関する申出への対応</u> <u>ねんきん定期便及び「ねんきんネット」での加入状況の確認や年金請求時等を契機としたお客様からの年金記録に関する申出等に対して、必要な調査などの対応を適切に行う。</u> <u>また、引き続き未統合記録の解明等のため、ねんきん定期便及び年金請求書(ターナラウンド方式)を活用して、年金記録の「もれや誤り」が気になる方への確認の呼びかけを行う。</u></p> <p><u>②年金記録の確認等に関する事務処理体制の整備</u> <u>紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ</u></p>	<p><u>I. 年金記録問題への対応に関する事項</u> <u>年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に「気になる年金記録、再確認キャンペーン」(後述)の周知、広報を進めるとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ及び厚生年金基金記録との突合せについて、重点的に処理を進める。</u></p> <p><u>(1)年金記録問題に関する未解明事案について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。</u></p> <p><u>(2)基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明</u> <u>・紙台帳検索システムを活用した持ち主検索の結果、ご本人と思われる方へのお知らせを送付し、未統合記録の確認作業を進める。</u> <u>・「ねんきん定期便」等の回答に係る記録確認作業を進める。</u> <u>・「ねんきん特別便」・各種解明作業に係る「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の未送達者のうち住基ネットとの突合せにより住所の確認ができた者に再送付したも</u></p>

<p><u>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。</u> ・<u>特に、名寄せ特別便については、「訂正なし」と回答のあった方及び未回答の方のうち、結び付く可能性が高い記録について、フォローアップを確実に行う。</u> ・<u>その際、市区町村が保有する電話番号や住所等の情報提供及び電話又は訪問による記録の確認調査の実施などに協力いただくことにより、年金記録の確認の促進を図る。</u> <p><u>(4)年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成22年度前半に年金記録情報総合管理・照合システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。</u> 	<p><u>するとともに、年金記録の訂正に伴う再裁定や時効特例給付を迅速、適切に処理するための体制を確保する。</u></p> <p><u>(2)再発防止及び年金記録の正確な管理の実施</u></p> <p><u>記録問題の再発防止等のため、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①情報提供とお客様による確認</u></p> <p><u>ねんきん定期便や「ねんきんネット」により、加入制度、加入期間、標準報酬等の情報をお客様に情報提供し、お客様による年金記録の確認を促進する。特に、持ち主不明の未統合記録の検索もできる「ねんきんネット」については、利用促進のための取組や、その機能の一層の充実を図る。</u></p>	<p>において、年金記録問題への対応の実施計画(工程表:平成25年2月22日最終改定)に従いお客様に送付した案件について、年金記録の訂正に関連する事務処理を迅速、適切に処理するとともに、「ねんきん定期便」等に係るお客様からの年金記録の確認の申出への対応を迅速、適切に対応する。</p> <p>また、年金記録の訂正に伴う再裁定や時効特例給付を処理するための体制を整備する。</p> <p>(2)再発防止及び年金記録の正確な管理の実施</p> <p>記録問題の再発防止等のため、以下の取組を行う。</p> <p>①情報提供とお客様による確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き全ての加入者に対して「ねんきん定期便」を送付し、<u>年金記録の確認を促進する</u>とともに、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキー」を記載し、<u>「ねんきんネット」の利用を促進する。</u> ・「ねんきんネット」においては、届書の作成支援機能の更なる拡充、年金記録の更新頻度を月次から日次に向きさせるなどの機能の充実を図る。 ・年金事務所でアクセスキーを交付する際に、ユーザID取得申込みの画面へリン 	<p><u>への回答に係る記録確認作業を進める。</u></p> <p><u>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>加入者の年金記録について、「ねんきん定期便」による確認作業のほか、「ねんきん特別便」「黄色便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業を行う。</u> ・<u>受給者及び待機者に対して、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」を送付し、「ねんきんネット」の利用を促すとともに「気になる年金記録、再確認キャンペーン」(後述)で年金記録確認の呼びかけを行う。</u> <p><u>(4)紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについて、25年度を目途に被保険者を含めた突合せ作業を終了し、該当者へのお知らせ通知の送付を進める。</u> ・<u>紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業の結果、ご本人と思われる方へのお知らせ通知の送付を25年度を目途に進める。</u> <p><u>(5)「気になる年金記録、再確認キャン</u></p>
---	---	---	---

<p>(5) <u>年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。</u></p> <p>(6) <u>標準報酬等の遡及訂正事案について</u></p>	<p><u>②基礎年金番号の整理等</u></p> <p><u>・重複付番の疑いがある基礎年金番号を有する方については、定期的な調査などにより、基礎年金番号の重複付番解消を進める。</u></p> <p><u>・基礎年金番号が未記載の資格取得届が提出された場合は、引き続き、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するなど本人確認を徹底するとともに、氏名、性別及び生年月日が一一致する基礎年金番号が既にあるときは、いったん、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)を用いて別管理し、必要な調査等を行った上で本来の基礎年金番号へ統合する等の取組を推進する。</u></p> <p><u>・また、社会保障・税番号制度の導入後は資格取得の際に、個人番号による本人特定を徹底することで重複付番の発生防止を図る。</u></p>	<p>クする二次元コードを印刷したリーフレットを合わせてお渡しすることにより、スマートフォンによるID取得の増加につなげる。</p> <p>・事務所毎のアクセスキー発行件数と、それに紐づいたID取得件数の統計情報を分析し、ID取得につながる効果的な事例を調査・紹介するなど、ID取得件数の増加の取組を行う。</p> <p><u>②基礎年金番号の整理等</u></p> <p><u>ア 既に発生している重複付番の解消</u></p> <p><u>・定期的(4ヶ月毎)に、氏名、性別、生年月日、住所等が一一致する者を抽出し、確認の上、未処理分を含め重複付番の解消を進める。</u></p> <p><u>・氏名、性別及び生年月日が一一致する重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号については、照会票を送付するなどにより基礎年金番号の重複の解消を進める。</u></p> <p><u>イ 新規発生の防止</u></p> <p><u>・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日、住所等の確認の徹底や、基礎年金番号有無の調査等により、重複付番の発生を防止する。</u></p> <p><u>・厚生年金保険の資格取得時に、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するなど、本人確認を徹底する。</u></p>	<p><u>ーン」の実施</u></p> <p><u>・年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方を対象に、年金事務所への申し出等により記録の確認を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める。</u></p> <p><u>・受給者や待機者、加入者全員に対して、ねんきん定期便等を活用して個別にお知らせを送付するなど年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけを実施する。</u></p> <p><u>・生活にお困りの高齢者に対して、市区町村の協力を得て、福祉担当の相談窓口において、個別に年金記録の発見支援を行うとともに、高齢者のケアに日常携わる方々にキャンペーンを周知し、サポートが必要な高齢者への記録の確認の呼びかけを行う。</u></p> <p><u>・「ねんきんネット」で、持ち主不明の年金記録を氏名や生年月日等で検索できる機能を活用していただくため、ホームページやYouTube等で周知を図る。</u></p> <p>(6)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</p> <p>・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。</p>
---	--	---	--

<p><u>の実態解明・迅速な記録回復</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受給者・加入者にご自身の年金記録を確認していただいた上で、一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。</u> <p><u>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。</u> ・<u>自分の年金記録(年金見込額及び保険料納付額を含む)を常に確認可能とする仕組みを構築する。</u> 	<p><u>③届書の電子化</u></p> <p><u>機構側での入力誤りを防止するため、市区町村や事業所からの届書について、電子申請や電子媒体による届出を一層促進するための取組を推進し、効率的で正確性の高い事務処理を推進する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得届に基礎年金番号が未記載のもので、氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号が既にある場合は、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)により別管理して、基礎年金番号の有無調査において照会票を複数回送付するなどにより仮基礎年金番号の解消を進める。 ・資格取得届の提出時における重複付番の防止等を図るため、基礎年金番号と個人番号の紐付に向けた準備を行う。 <p>ウ その他の取組</p> <p>平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなった方の共済記録の基礎年金番号への統合を進める。</p> <p><u>③届書の電子化</u></p> <p>機構側での入力誤りを防止するため、事業主等が利用する手続きについて電子(媒体)申請の対象届書の拡大や広報・普及啓発を行うとともに、国民年金適用関係届書の電子化に協力していただける市区町村の拡大を図り、効率的で正確性の高い事務処理を推進する。</p>	<p><u>(7)年金事務所段階での記録回復の促進等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)をはじめとした各種回復基準等に基づき、記録回復を進める。</u> <p><u>(8)ねんきん定期便やねんきんネット等による情報の提供</u></p> <p>①ねんきん定期便の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便について、確認していたきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢(35歳、45歳、58歳)のうち、58歳が59歳に変更されたことに伴い、平成25年度においては、35歳、45歳の方については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知する(59歳の方については、前年度に封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知しているため、平成25年度は、はがきで通知する)。 <p>②ねんきんネットの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ねんきんネット」のユーザID取得促進を図るため、ユーザIDが即時に発行できる「アクセスキー」について、加入者に送付している「ねんきん定期便」や年金受給者に送付する「年金記録確認のお願い」などで送付することに加え、年金事務所の相談窓
--	--	---	---

	<p><u>④厚生年金基金への情報提供</u> <u>厚生年金基金記録との突合せの状況を踏まえ、厚生年金基金(以下、「基金」という。)の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。</u></p>	<p><u>④厚生年金基金への情報提供</u> <u>厚生年金基金(以下、「基金」という。)の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。</u></p>	<p>口等でも積極的に交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、受給者向けの見込額試算の開始や、利用者が多く若者に身近なスマートフォン等のモバイル機器にも対応できるようにするなど、お客様サービスの充実を図る。 <p><u>(9)厚生年金基金記録との突合せ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金等との連携を図りながら、<u>第1次審査(国の紙台帳等に基づく審査)について処理を進めるとともに、第2次審査(第1次審査結果を踏まえ厚生年金基金等から提出された資料に基づく審査)について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。</u> <p>(10)基礎年金番号の正確性の確保</p> <p>①既に発生している重複付番の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的(4ヶ月毎)に、氏名、性別、生年月日、住所等が一致する者を抽出し、確認のうえ未処理分を含め重複付番の解消を進める。 ・氏名、性別及び生年月日が一致する重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号について、25年度中を目途に照会票を送付し、基礎年金番号の重複の解消を
--	---	--	---

			<p>進める。</p> <p>②新規発生の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日、住所等の確認の徹底や、基礎年金番号有無の調査の改善を図り、重複付番の発生を防止する。 ・基礎年金番号が未記載の資格取得届について、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するなど、本人確認を徹底するとともに、25年4月から、氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）による別管理を実施する。 <p>③その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する適用を図ることにより、未加入者への基礎年金番号の付番を進める。</u> ・<u>死亡情報が未収録となっている基礎年金番号について、調査・検討のうえ死亡情報の収録を進める。</u> ・<u>外国人の方についても、平成25年7月を目途に、重複付番の発生を防止するために必要なシステムの改善を進める。</u> ・平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなった方の共済記録の基礎年金番号への統合を進める。
--	--	--	--

<p><u>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</u></p>	<p><u>⑤その他</u> <u>①～④の他、年金記録問題の再発防止等のため、以下の取組を進める。</u> <u>・「法制度の改正に関するフォローと今後の改正への対応」(Ⅰ-9-(1)参照)</u> <u>・「文書保存の合理化」(Ⅲ-1-(5)参照)</u> <u>・「受付進捗管理システム・お客様対応業務システムなどの効果的活用」(Ⅰ-5-②、Ⅰ-7-③参照)</u> <u>・「受給待機者への対応」(Ⅲ-1-(6)参照)</u> <u>・「年金機構のシステム面の再構築」(Ⅱ-5-④参照)</u></p>	<p><u>⑤その他</u> <u>①～④の他、年金記録問題の再発防止等のため、以下の取組を進める。</u> <u>・「法制度の改正に関するフォローと今後の改正への対応」(Ⅰ-1-(2)-⑩、Ⅰ-9-(1)参照)</u> <u>・「文書保存の合理化」(Ⅲ-1-(5)参照)</u> <u>・「受付進捗管理システム・お客様対応業務システムなどの効果的活用」(Ⅰ-5-②、Ⅰ-7-③参照)</u> <u>・「受給待機者への対応」(Ⅲ-1-(6)参照)</u> <u>・「年金機構のシステム面の再構築」(Ⅱ-5-④参照)</u></p>	<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>
	<p><u>5. 事務処理の正確性の確保</u> <u>事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①業務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底</u> <u>事務処理に関する業務処理マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、その徹底を図る。</u></p>	<p><u>5. 事務処理の正確性の確保</u> <u>事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①業務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底</u> <u>事務処理に関する業務処理マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、職員への周知徹底により事務処理の標準化に取り組む。</u></p>	

	<p><u>②事務処理誤り防止の取組</u> <u>事務処理誤りの原因分析などを通じて、システム改善を含む事務処理誤り再発防止のための総合的な対策を推進する。</u></p>	<p><u>②事務処理誤り防止の取組</u> <u>ア 事務処理誤り総合再発防止策に基づき、システム改善や現場における勉強会等のほか、事務処理誤りの原因分析などを通じて、事務処理誤り再発防止に取り組む。</u></p> <p><u>イ 事務処理遅延・紛失については、その根絶を期すため、受付進捗管理システムへの登録と管理職員による進捗管理を徹底するとともに、以下の取組を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・受付進捗管理システムにおける未処理確認対象届書を拡大するとともに、届書の処理期限の遵守、未完結となっている届書の点検を確実に実施する。また、一定期間経過した未処理届書については、ブロック本部及び本部への報告により未処理届書を把握して指導を徹底する。</u> <u>・受付進捗管理システムへの登録者の専任化、届書の担当者間の引継の明確化、不備届書の返戻ルール化などにより、受付から処理が完結するまでの事務処理フローの標準化に取り組む。</u> <u>・受付進捗管理システムの進捗管理機能の向上及び操作の効率化に向けたシステム改善に取り組むほか、受付進捗管理システム以外で管理している受付簿、返</u> 	
--	--	---	--

		<p><u>戻簿の取扱いを徹底する。</u></p> <p><u>ウ 受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認状況については、機構本部による内部監査等により確認を行う。</u></p>	
<p>4. 相談、情報提供等に関する事項</p> <p>(1)年金相談の充実</p> <p>年金相談について、<u>被保険者、受給権者その他の関係者の立場に立って、利用しやすい相談体制を整備するとともに、必要に応じて市町村や税務署等の他の相談機関を紹介する等、懇切丁寧に対応することに留意し、適正に実施する。</u></p>	<p><u>6. 年金相談、情報提供等</u></p> <p>(1)年金相談</p> <p>年金相談について、制度改正に対応しつつ、<u>お客様の立場に立って、利用しやすく、懇切丁寧な相談サービスを実施するため、以下の取組を行う。</u></p>	<p><u>6. 年金相談、情報提供等</u></p> <p>(1)年金相談</p> <p>平成26年度は、「特例水準の解消」、「遺族基礎年金の父子家庭への支給等年金機能強化法の一部施行」等に伴い、年金事務所の相談件数、コールセンターのコール件数が増大するものと考えられるが、以下のような取組を進め、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を極力防止する。</p> <p>なお、「年金確保支援法に基づく後納制度」、「3号不整合記録のお知らせ」に対応するため、引き続き年金事務所の体制強化と状況に応じた専用ブースを設置するとともに、専用コールセンターの運営を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金相談マニュアルの充実を図り、相談担当者の対応レベルの統一に努めるとともに、円滑かつ効率的な相談体制を構築する。 ・相談担当者の業務スキルの向上を図るため、相談研修並びに現場でのOJTを推進する。 	<p><u>4. 相談、情報提供に関する事項</u></p> <p>(1)年金相談の充実</p> <p>平成25年度は、「マイナス改定」、「年金確保支援法に基づく後納制度の施行」、「3号不整合記録のお知らせ」、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」等により、年金事務所の相談件数、コールセンターのコール件数が増大するものと考えられるが、以下のような取り組みを進め、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を極力防止する。</p> <p>なお、「年金確保支援法に基づく後納制度」、「3号不整合記録のお知らせ」に対応するため、年金事務所の体制強化と状況に応じた専用ブースを設置するとともに、専用コールセンターの運営を継続する。</p>

	<p><u>①年金事務所での相談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。また、<u>お客様の見えやすいところに</u>、待ち時間の目安を表示する。 ・<u>また、各地域における</u>窓口の混雑状況やお客様のニーズを踏まえながら、受付時間の延長や休日の開所等を適切に実施する。 	<p>①年金事務所での相談</p> <p>ア 年金事務所窓口での待ち時間について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう以下の対策を引き続き講じる。</p> <p>(ア) 相談窓口体制の強化のため、大・中規模年金事務所を中心に、難易度の高い相談窓口ブース(障害年金、離婚分割、雇用保険との調整、併給調整等)は基本的にスキルを持った正規職員等で対応する体制(常設相談窓口ブースの4割程度)を構築する。</p> <p>(イ) 年金事務所において、お客様の見えやすいところに待ち時間の目安を表示し、混雑情報の提供を行うとともに、窓口の一般的混雑予測や各年金事務所の前年同月の混雑状況をホームページ等で提供する。</p> <p>(ウ) 「来訪相談窓口管理運営マニュアル」に基づく窓口仕分け(高齢、障害、遺族、諸変更等)を行い、相談の効率化を図る。</p> <p>(エ) 年金事務所の状況に応じ、予約制の活用を行う。</p> <p>(オ) 年金事務所の業務改善、効率化対策の先進事例について引き続き全国展開を図る。</p> <p>(カ) 特に待ち時間の長い年金事務所について、ブースの増や相談要員の確保等の個別対策を講じる。</p>	<p>①相談窓口体制の強化のため、大・中規模年金事務所を中心に、難易度の高い相談対応ブース(障害年金、離婚分割、雇用保険との調整、併給調整等)は基本的にスキルを持った正規職員で対応する体制(常設相談窓口ブースの4割程度)を平成26年度当初までに計画的に構築することとし、平成25年度においては、常設相談窓口ブースの3割程度の正規職員化を目指す。(平成26年度までに順次対応)</p>
--	--	--	---

<p>ア 窓口の混雑状況やお客様のニーズを踏まえながら、受付時間の延長や休日の開庁等を適切に実施する。</p> <p>また、電話相談について、応答状況を踏まえながら、適切な体制を整備する。来所相談について、通常期で 30 分、混雑期においても 1 時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。混雑時においては待ち時間の目安を表示する。</p>	<p>・<u>出張相談については、地域のニーズを踏まえながら、</u> 社会保険労務士会や市<u>区</u>町村と連携・協力し、効果的な実施を図る。</p> <p>・<u>電話相談については応答状況を踏まえながら、お客様のニーズに応え事務所サービスの向上が図られるよう、業務の効率化を進めつつ、適切な体制の整備を図る。</u></p> <p><u>②年金相談センターでの相談</u> 年金相談センターの運営を全国社会保険労務士会連合会に外部委託し、効果的に<u>質の高い相談サービスの提供</u>を図る。</p>	<p>イ 年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下の取組を引き続き実施する。 (ア) 昼休み時間帯における年金相談の実施 (イ) 毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長 (ウ) 毎月第2土曜日における年金相談の実施</p> <p>ウ 年金事務所の配置や地域ニーズを踏まえながら、市区町村の庁舎内や商工会議所等において、社会保険労務士会等と連携・協力した出張相談を実施する。 また、常設の出張相談所を設置・活用し、混雑が著しい都市部や遠隔地における相談の充実を図る。</p> <p><u>エ 年金事務所への、制度の仕組み等の一般的な電話相談について、「自動音声応答システム(IVR)」によるコールセンターへの転送を行うことにより、年金事務所への電話がつながりにくい状況の改善を図る。</u></p> <p><u>②年金相談センターでの相談</u> 年金相談センター(常設型出張相談所を含む。)の運営を全国社会保険労務士会連合会に委託する等、社会保険労務士</p>	<p>②年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間帯における年金相談の実施 ・毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長 ・毎月第2土曜日における年金相談の実施 <p>③年金事務所窓口での待ち時間について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう以下の対策を引き続き講じる。</p> <p>ア 窓口の一般的混雑予測や各年金事務所の前年同月の混雑状況をホームページ等で提供する。</p> <p>イ 年金事務所において、混雑時の待ち時間の目安の情報提供を行う。</p> <p><u>ウ 手続きの十分なご案内を行うこと(記入例の周知、必要書類の明確化)により、年金事務所へ来訪頂く回数を減らす。</u></p> <p>エ 相談内容に応じたブースを設置(難しい事例、簡単な届出)することにより、相談の効率化を図る。</p> <p><u>オ 昼休み等の全所的対応体制を構築することにより、お客様の滞留が極力生じないようにする。</u></p> <p>カ 年金事務所の状況に応じ、予約制の活</p>
--	--	--	--

	<p><u>③コールセンターでの相談</u> <u>コールセンター(ねんきんダイヤル)については、コールセンターの業務の効率化を進めつつ、基盤強化等を図ることにより、引き続き応答率70%以上を維持することを目指す。</u></p>	<p>等の協力を得て、効果的な業務実施を図る。また、市区町村等関係団体の協力の下年金相談センターの周知広報などの利用促進に取り組む。</p> <p>③コールセンターでの相談 ア「ねんきんダイヤル」の応答率の向上を図るため、混雑予測、混雑時における混雑していない日への架電案内ガイダンス、各種通知書の改善、発送の分散化、ホームページへのQ&Aの掲載等により入電数の減少を図る。 イ お客様満足度調査を実施し、応答品質の向上を図る。</p>	<p>用を行う。</p> <p>キ 特に待ち時間の長い年金事務所について、ブースの増や相談要員の確保等の個別対策を講じる。</p> <p>④「相談窓口の待ち時間等情報表示サービス」(窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等でリアルタイムにお客様等へ情報提供するサービス)について、相談窓口が混雑している年金事務所が多い地域への導入拡大を図る。</p> <p>⑤「ねんきんダイヤル」の応答率の向上を図るため、混雑予測、混雑時における混雑していない日への架電案内ガイダンス、各種通知書の改善、発送の分散化、ホームページへのQ&Aの掲載等により入電数の減少を図る。 また、お客様満足度調査、コールセンター支援システムの改善(相談事跡の入力処理の簡略化など)、混雑期の臨時ブースの増設等の運営改善に努め、既存コールセンターを最大限有効活用する。</p> <p>⑥相談業務の質的向上と効率化を図るため、過去の相談履歴の索引が可能な「年金相談事跡管理システム」の活用や「来訪相談窓口管理運営マニュアル」に基づく窓口仕分け(高齢、障害、遺族、諸変更等)を徹</p>
--	--	--	---

<p>ウ 社会保険労務士会や市町村等と連携・協力し、<u>市町村の庁舎等を活用した年金相談の効果的な実施</u>を図る。）</p> <p>イ <u>年金相談センターの運営を全国社会保険労務士会連合会に外部委託し、効果的な業務実施</u>を図る。</p> <p>（ねんきんダイヤル応答率については、中</p>			<p>底する。</p> <p>⑦年金事務所の業務改善、効率化対策の先進事例について引き続き全国展開を図る。</p> <p>⑧<u>年金記録問題対応の進捗に伴い、各都道府県の社会保険労務士会に委託している「年金記録相談窓口ブース」委託を「一般年金相談窓口ブース」への委託に段階的に転換する。</u> <u>また、年金事務所が実施する出張相談業務についても、段階的に各都道府県社会保険労務士会への委託の拡大を図る。</u></p> <p>⑨常設の出張相談所を設置・活用し、混雑が著しい都市部での相談や遠隔地出張相談の充実を図る。</p> <p>⑩年金事務所の配置や地域ニーズを考慮して、市区町村の庁舎、郵便局、農協等を活用し、社会保険労務士会等と連携・協力した相談事業を実施する。</p> <p>⑩年金相談センター（街角の年金相談センター、常設型出張相談所）の運営を全国社会保険労務士会連合会に委託する等、社会保険労務士等の協力を得て、効果的な業務実施を図る。また、年金相談センター（街角の年金相談センター、常設型出張相</p>
---	--	--	---

<p>期目標期間中、毎年度の応答率が前年度の応答率と同等以上の水準を確保することとし、最終年度においては、当該応答率を70%以上とすることを旨とする)</p> <p><u>エ 端末装置の設置市町村数の拡大を図るなど、市町村との連携強化に取り組む。</u></p> <p><u>オ 年金委員をはじめとする市民との連携協力をを行い、相談体制の拡充を図る。</u></p>			<p>談所)を管轄する年金事務所と運営する社会保険労務士会が定例会議等を通じて連携をとり、市区町村等関係団体の協力のもと年金相談センターの周知広報などの利用促進に向けた取組を実施する。</p> <p>⑫ねんきんネットの協力市区町村数の拡大を図るなど、市区町村との連携強化に取り組む。</p> <p>⑬年金相談担当者のブロック本部内及び事務所内研修の実施並びに現場でのOJTの展開、年金相談マニュアルの充実、研修講師養成研修の実施、窓口装置の操作研修の充実を図り、研修講師、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。</p>
<p>(2)分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の<u>皆様の理解と信頼を確保</u>するため、分かりやすく効果的な情報提供を行う。</p> <p><u>ア 公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を実施する。</u></p> <p><u>イ 分かりやすく利用しやすいホームページを作成・提供</u>する。</p>	<p>(2)分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行う<u>ため、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①ホームページの活用</u> <u>ホームページによる情報提供をさらに充実させ、お客様に分かりやすく利用しやすいホームページを</u><u>目指す。</u></p>	<p>(2)分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行う。</p> <p>①ホームページの活用 お客様が分かりやすく利用しやすいホームページとするため、次のような改善・充実に取り組む。</p> <p>・年金Q&Aコーナーに設けたアンケート回答やホームページアクセス件数の分析</p>	<p>(2)分かりやすい情報提供の推進 ①社会保険事業の効果的な周知活動 ア 目的や対象に応じて適切な媒体を選定することにより、より効果的な周知活動の実施を図る。</p> <p>イ 次のような施策目的に沿った分かりやすい周知活動を充実する。 ・制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知活動 ・国民年金の保険料について、口座振替割引制度、保険料免除制度、学生納付特例</p>

<p>ウ 被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込額等をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。</p> <p>エ インターネットや他の個人あて文書交付の機会を活用して、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p><u>②「ねんきんネット」サービスの提供</u> <u>年金加入情報の提供や年金見込額試算を可能とする「ねんきんネット」を活用したサービスの提供を進め、「ねんきんネット」の利用の促進を図る。</u></p> <p><u>③ねんきん定期便による情報提供</u> <u>加入者に対して、保険料納付実績や年金額見込みをお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。</u> <u>また、加入者の利便性や意向に配慮しつつ、「ねんきんネット」への移行を検討する。</u></p> <p><u>④年金関係の各種情報提供</u> <u>年金額改定通知(振込通知)書やねんきん定期便等の個人向け文書送付の機会を活</u></p>	<p>等により、お客様の意見やニーズを把握し、お客様が目的の情報に容易にアクセスでき、かつ、理解しやすいものとなるよう、常に画面構成や内容を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に年金Q&Aについては、引き続き、改善・充実に努める。 <p>②「ねんきんネット」サービスの提供 年金見込額試算については、現在よりも簡易に試算が可能となるよう機能を改善するほか、使いやすく見やすいものとするよう、画面の遷移や表示内容を工夫し、利用の促進を図る。また、同様にスマートフォンからも「ねんきんネット」の年金見込額試算が可能となるよう機能を追加する。</p> <p>③ねんきん定期便による情報提供 ねんきん定期便について、年金加入期間、標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況、年金見込額等、確認していただきたいポイントを分かりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には、封書形式で全加入期間の標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況等を通知する。</p> <p>④年金関係の各種情報提供 年金額改定通知(振込通知)書やねんきん定期便等の個人向け文書送付の機会</p>	<p>制度、若年者納付猶予制度、電子納付やコンビニ収納等についての周知活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格等の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事務講習会等を活用した事業主に対する周知活動。 ・合算対象期間(カラ期間)、任意加入制度など年金受給資格についての周知活動。 <p>ウ 公的年金制度に対する理解をより深めるため、下記に示す地域年金展開事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高校、大学や企業等を対象とした年金啓発セミナーを実施 ・上記活動を推進させるため「知っておきたい年金のはなし」など年金啓発資料を作成、配布 ・地域の関連団体(社会保険労務士会、教育関係機関等)や自治体と連携した地域年金調整会議の実施 ・年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進 ・年金委員に対する研修を充実させるとともに積極的に情報を提供 ・お客様から直接機構のサービス改善についてのご意見・ご要望を聞く年金事務所お客様サービスモニター会議の実施
---	---	---	--

	<p><u>用して、年金関係の各種情報提供を行う。</u></p>	<p>を活用し、お客様に応じた、また、時節を捉えた必要な年金関係の各種情報を提供できるよう、限られた紙面の中で検討を行う。</p>	<p><u>エ 公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を実施する。特に11月の「ねんきん月間」において、年金出張相談や大学生等に対する学生納付特例手続の周知活動を集中的に行う。また、大学等構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予制度の周知を行う。</u></p> <p>オ 分かりやすく利用しやすいホームページとするため、次のような改善に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金Q&Aコーナーに設けたアンケート回答やホームページアクセス件数の分析等により、お客様の意見やニーズを把握し、お客様が目的の情報に容易にアクセスでき、かつ、理解しやすいものとなるよう、常に画面構成や内容を工夫する。 ・特に年金Q&Aについては、引き続き、改善・充実に努める。 <p>②年金個人情報の提供の充実 ア「ねんきん定期便」について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢(35歳、45歳、58歳)のうち、58歳が59歳に変更されたことに伴い、平成25年度においては、35歳、45歳の方については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納</p>
--	-----------------------------------	---	--

			<p>付状況等を通知する(59歳の方については、前年度に封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知しているため、平成25年度は、はがきで通知する)。</p> <p>イ 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ねんきんネット」にアクセスすることにより、自宅にいながら振込通知書や「ねんきん定期便」等の電子版が確認できるサービスの提供を行う。 ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を機構ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供する。 ・市区町村や郵便局の協力を得て、「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供をする等、前記Ⅰ(8)に記載のとおりサービス向上を図るとともに、お客様からの申出に応じコールセンターから「ねんきんネット」で提供している年金記録を送付する。 <p>ウ 「ねんきん定期便」が未送達となった方のうち、新たに住所変更が確認された場合、再送付を行う。</p>
	<p><u>(3) 公的年金制度に対する理解の促進</u> 年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、様々な機会を捉え、地域、企業、教育の場等において、制度の周知、情報提供活動を展開する「地域年金展開事業」を推進する。ま</p>	<p><u>(3) 公的年金制度に対する理解の促進</u> 年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、様々な機会を捉え、地域、企業、教育の場等において、制度の周知、情報提供活動を展開する「地域年金展開事業」を推</p>	

	<p><u>た、広報については、政府広報の積極的な活用を図るとともに、公的年金制度に対する理解を促進するための活動を充実する。</u></p> <p><u>①地域活動の展開</u> <u>地域、企業、教育の場等において、地域に根ざした活動を推進し、公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を行う。</u></p> <p><u>②年金委員の活用</u> <u>地域型、職域型の年金委員を活用し、お客様へ年金制度に関する情報提供を行う。</u></p> <p><u>③関係団体との連携</u> <u>社会保険労務士会、教育関連団体、市区町村等と連携し、年金制度に関する情報提供を行う。</u></p>	<p><u>進する。また、広報については、政府広報の積極的な活用を図るとともに、公的年金制度に対する理解を促進する地域に根ざした活動を充実する。</u></p> <p><u>①地域活動の展開</u> <u>地域、企業、教育の場等において、地域に根ざした活動を推進し、公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を行う。</u></p> <p><u>②年金委員の活用</u> <u>地域型、職域型の年金委員を活用し、お客様へ年金制度に関する情報提供を行う。</u></p> <p><u>③関係団体との連携</u> <u>社会保険労務士会、年金受給者協会、教育関連団体、市区町村等と連携を密にし、年金啓発、周知に関して意見交換を行うとともに、地域年金展開事業を促進するため、必要に応じ「地域年金事業運営調整会議」を適宜開催する。</u></p>	
<p><u>5. お客様の声を反映させる取組に関する事項</u> 公的年金事業及び日本年金機構に対するお客様の信頼を確保するため、お客様の声を的確に把握・分析し、それを業務運営に適切に反映する仕組みを整備し、PDCAサイクルの中で具体的なサービス改善の</p>	<p><u>7. お客様サービスの向上</u> 公的年金事業及び機構に対するお客様からの信頼を確保するため、お客様の声(苦情を含む)を的確に把握・分析し、業務運営に反映させ、<u>お客様サービスの向上を図るよう、以下の取組を行う。</u></p>	<p><u>7. お客様サービスの向上</u></p>	<p><u>5. お客様の声を反映させる取組に関する事項</u></p>

<p>取組を進める。特に、<u>お客様の声に直接接する年金事務所等の職員の意見をサービス改善に反映させるよう取り組む。</u></p> <p>ア お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標を定めた「お客様へのお約束10か条」を策定し、その実現に努める。 (オ「お客様へのお約束10か条」の達成状況や、お客様から寄せられた声とその業務への反映状況等について、毎事業年度、年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、分かりやすく情報提供を行う。)</p> <p>イ <u>年金事務所におけるお客様モニター会議の開催等、現場主導のサービス改善の仕組みを導入する。お客様モニター会議については、22年度から数か所の年金事務所においてモデル的に実施し、モデル実施の結果を踏まえ、実施事務所数の拡大を検討する。また、各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。職員からのサービス改善・業務改善の</u></p>	<p><u>①「お客様へのお約束10か条」の実現 お客様へのサービスの具体的な目標を定めた「お客様へのお約束10か条」の実現に努める。また、その達成状況等については、毎事業年度、年次報告書(アニュアルレポート)において、分かりやすい情報提供を行う。</u></p> <p><u>②CS(お客様満足)推進の取組 「サービス推進の手引き」を基本とした研修体系を確立し、全職員に対してCSの意識を醸成させる。</u></p> <p><u>③お客様の声の収集</u> <ul style="list-style-type: none"> ・各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。 ・<u>ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」のコーナーを設け、お客様の声の収集に努める。</u> ・<u>ブロック毎に、複数か所の年金事務所において「年金事務所お客様サービスモニター会議」を開催し、年金事務所をご利用い</u> </p>	<p>①お客様へのお約束 お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標として策定した「お客様へのお約束10か条」の実現に努める。また、その達成状況等については、年次報告書(アニュアルレポート)において、分かりやすく情報提供する。</p> <p>②CS(お客様満足)推進の取組 「サービス推進の手引き」を基本とした研修体系を確立し、全職員に対してCSの意識を醸成させる。</p> <p>③お客様の声の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。 ・<u>ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」のコーナーを設け、お客様の声の収集に努める。</u> ・ブロック毎に、複数か所の年金事務所において「年金事務所お客様サービスモニター会議」を通じて、年金事務所をご利用 </p>	<p>①お客様へのお約束 お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標として策定した「お客様へのお約束10か条」の実現に努める。</p> <p>⑥分かりやすい情報提供 「お客様へのお約束10か条」の達成状況や、お客様から寄せられた声とその業務への反映状況等について、年次報告書(アニュアルレポート)において、分かりやすく情報提供する。</p> <p>②お客様向け文書の改善 お客様向けに作成・発送する文書について、より分かりやすいものとする観点から、お客様向け文書モニター会議や文書デザイナー等からご意見を伺うなど、お客様向け文書の改善に努める。 なお、これらご意見を集約化、普遍化した「お客様向け文書ガイドライン」等を活用して関係職員の研修を行い、文書作成段階</p>
--	---	---	---

<p><u>ための提案制度を設け、効果的かつ効率的な運用につなげる。</u></p>	<p><u>ただいているお客様から直接ご意見等をお聴きし、お客様の声の収集に努める。</u> <u>・年金事務所等の現場で受け付けたお客様の声については、現場からブロック本部及び本部へ報告するとともに、「お客様対応業務システム」を活用し、これらのお客様の声に対する対応管理や集積・分析を行い、その内容を検討し、サービス改善につなげる。</u></p>	<p>用いただいているお客様から直接ご意見等をお聴きし、お客様の声の収集に努める。 ・現場で受け付けたお客様の声(苦情を含む)について、現場からブロック本部及び本部に報告する仕組みを徹底し、本部で情報を集約する。本部で集約したお客様の声のうち、制度改正に関するものは厚生労働省に情報提供するとともに、サービス改善・業務改善に関するものは、必要に応じ改善につなげる。 また、年金事務所等に関する「お客様の声に基づく対応事例」については、引き続き定期的(四半期毎)にホームページに掲載する。 平成25年9月に導入した「お客様対応業務システム」を活用し、お客様の声等の管理・分析を向上させる。また、現場での利便性を高めるために二次開発に向けた改善、検討を行う。</p>	<p>からわかりやすい文書づくりに努める。</p> <p>③現場主導のサービス改善 ア 年金事務所におけるお客様サービスモニター会議の実施をはじめ、お客様の声を直にお聞きする取組を行うとともに、各年金事務所に設置した「ご意見箱」などによりお客様の声の収集を行い、これらの声を踏まえたお客様目線のサービス向上に努める。 イ 各年金事務所やブロック本部に設置しているサービスリーダーの活動を通して、全国の年金事務所等におけるサービスの均一化に努めるとともに、サービス改善を図る。 ウ 各年金事務所長等から、サービスや業務改善の取組について募集を行い、機構内で評価・表彰を行う「サービス・業務改善コンテスト」を開催し、効果的な取組について全国展開を推進する。 エ 職員提案制度に基づく改善や身近な業務改善の取組を推進する。</p>
<p>(エ <u>お客様満足度を測るためのアンケートや「お客様へのお約束 10 か条」の取組状況を客観的に評価するための覆面調査を実施し、お客様に対するサービス向上を図る。</u>)</p>	<p>④各種調査の実施 <u>お客様のサービスに対する評価や満足度を把握するため、「お客様満足度アンケート調査」等を実施し、サービス向上の取組に活用する。</u></p>	<p>④各種調査の実施 お客様のサービスに対する評価や満足度を把握するため、「お客様満足度アンケート調査」等を実施し、その結果をサービス向上の取組に活用する。</p>	<p>⑤窓口サービスの改善 ア 全国の年金事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」や「お客様へのお約束10か条」の取組状況を客観的に評価するための覆面調査を実施し、その結果を機構ホームページに公表す</p>

<p>ウ 現場で受け付けたお客様の声(苦情含む)については、現場から本部に直接報告する仕組みを導入するとともに、その内容を蓄積、対応を管理し、分析を行うためのデータベースを構築する。データベースの構築に向けては、22年度中に導入に向けた必要な調査・検討を行い、23年度中の導入・稼働を目指す。</p> <p>カ 機構の理事長の諮問機関として「運営評議会」を設置する。機構の理事会は、意思決定にあたり、運営評議会の意見を積極的に聴き、これらを適切に反映することにより、お客様本位の業務運営の実現を</p>	<p>⑤分かりやすいお客様向け文書の作成 機構本部に設置した「文書審査チーム」や、一般の方及び文書デザイナーにご参画いただく「お客様向け文書モニター会議」において、できる限り分かりやすい文書となるよう、お客様向け文書の作成・改善に努める。</p> <p>⑥運営評議会における意見の反映 機構の理事長の諮問機関として設置している有識者、関係者からなる運営評議会の意見を積極的に聴き、これらを適切に反映することにより、お客様本位の業務運営の</p>	<p>⑤分かりやすいお客様向け文書の作成 本部に設置した一般の方及び文書デザイナーが参画した「お客様向け文書モニター会議」等を活用して、できる限り分かりやすい文書となるよう、お客様向け文書の作成・改善に努める。</p> <p>⑥開かれた組織運営 機構の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者やお客様の意見を反映させ、その改善を図るため、理事長の諮問機関として運営評議会を開催する</p>	<p>る。</p> <p>イ 接遇を含めたお客様満足度(CS)の向上とその実践のため、新たに改定した「日本年金機構マナースタンダード」及び「サービス推進の手引き」をもとに、職員に対するCS研修を体系化しCS活動の推進に努める。</p> <p>④お客様の声の集約 現場で受け付けたお客様の声(苦情を含む)について、現場から本部に直接報告する仕組みを徹底し、本部で情報を集約するとともに、本部で集約したお客様の声のうち、制度改正に関するものは厚生労働省に情報提供するとともに、サービス改善・業務改善に関するものは、必要に応じ改善につなげる。 また、年金事務所等に関する「お客様の声に基づく対応事例」については、引き続き毎月ホームページに掲載する。 さらに、平成25年9月に導入する「お客様対応管理システム」を活用し、お客様の声等の管理・分析を向上させる。</p> <p>⑦開かれた組織運営 機構の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者やお客様の意見を反映させ、その改善を図るため、理事長の諮問機関として運営評議会を開催するととも</p>
---	--	--	---

<p>目指す。</p>	<p>実現を目指す。</p>	<p>とともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映する。</p>	<p>に、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映する。</p>
<p><u>6. 電子申請の推進に関する事項</u> <u>業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)等に基づき、主として、事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続について、平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指し、電子申請の利用を促進するための取組を推進する。</u></p>	<p><u>8. ICT化の推進</u> <u>お客様の利便性の向上と事務の効率化を図るため、ICT(情報通信技術)を活用した以下の取組を行う。</u></p> <p><u>(1)電子(媒体)申請の推進</u> <u>・政府が策定するオンライン利用に関する計画等に基づき、利用頻度が高いもの及び主として事業主等が反復的又は継続的に利用する手続きについて、電子(媒体)申請の利用を促進するための取組を進めるとともに、電子(媒体)申請に関する業務プロセスの改善を進める。</u></p> <p><u>・また、市区町村が報告する国民年金適用関係届書の電子媒体化を更に促進する。</u></p> <p><u>(2)ねんきんネットを活用したお客様の利便の向上・業務の効率化の取組</u> <u>「ねんきんネット」等のICTを活用した届書作成支援の強化を図るとともに、年金記録等の情報提供を推進する。</u></p>	<p><u>8. ICT化の推進</u> お客様が利便性の向上と事務の効率化を図るため、ICT(情報通信技術)を活用した以下の取組を推進する。</p> <p>(1)電子(媒体)申請の推進 政府が策定するオンライン利用に関する計画等に基づき、利用頻度が高いもの及び主として事業主等が反復的又は継続的に利用する手続きについて、電子(媒体)申請の利用を促進するため、電子(媒体)申請の対象届書の拡大や広報・普及啓発を行うとともに、電子(媒体)申請に関する業務プロセスの改善を進め事務処理の効率化を図る。</p> <p>また、国民年金関係届書の電子媒体化について、未実施市区町村への協力依頼を進め、電子媒体を利用して報告する市区町村の拡大を図る。</p> <p>(2)ねんきんネットを活用したお客様の利便の向上・業務の効率化の取組 <u>・「ねんきんネット」における、年金請求書などの届書の作成支援について、郵便番号からの住所検索など、利用者入力を省略可能とする機能の追加や、入力情報間の複雑な相関チェックの追加など、機能を充実させる。</u></p>	<p><u>6. 電子申請等の推進に関する事項</u> 業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月IT戦略本部決定)等に基づき、主として、事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続について、電子申請等の利用を促進するため、電子媒体申請の対象届書の拡大や広報・普及啓発を行うとともに、事務処理の効率化を図る。</p> <p>また、国民年金関係届書等の電子媒体化について、未実施市区町村への協力依頼を進め、電子媒体を利用して報告する市区町村の拡大を図る。</p>

	<p><u>(3) 社会保障・税番号制度の活用</u> <u>社会保障・税番号制度の施行に当たり、情報提供ネットワークの活用により届書・添付書類の軽減を図るとともに、マイポータルによる情報の提供等に積極的に対応する。</u></p>	<p><u>・パソコンをお持ちでない方向けに、市区町村でも「ねんきんネット」による年金記録の交付業務を行っており、「ねんきんネット」導入市区町村数の拡大を推進する。</u></p> <p><u>(3) 社会保障・税番号制度の活用</u> <u>社会保障・税番号制度の導入に伴い、情報提供ネットワークを活用した所得情報、住民票情報などの取得による添付書類の省略や、マイポータルとねんきんネットの連携による年金に関する情報の提供を実施するための検討を行う。</u></p>	
	<p><u>9. 年金制度改正等への対応</u> <u>(1) 年金制度改正への対応</u> <u>「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法)」、</u> <u>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(被用者年金一元化法)及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(健全化法)」等の円滑かつ着実な施行、実施を図るため、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>① 機構のオペレーションの確立</u> <u>・新しい制度・事務に十分対応できるよう事務の流れ、体制の構築、関係職員の知識蓄積等オペレーションの確立を行う。</u> <u>・新しい制度・事務に十分対応できるよう効</u></p>	<p><u>9. 年金制度改正等への対応</u> <u>(1) 年金制度改正への対応</u> <u>年金機能強化法の平成26年4月に施行される事項について、円滑かつ着実に実施する。</u> <u>また、平成27年度以降に施行が予定されている年金機能強化法の事項、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(被用者年金一元化法)」等について、以下の対応を行う。</u></p> <p><u>① 機構のオペレーションの確立</u> <u>年金制度改正に対応するため、関係機関等と所要の調整を行い、新しい事務処理を検討するとともに、効率的かつ正確なシステムを構築する。</u></p>	

	<p><u>率的かつ正確なシステムを構築する。</u></p> <p><u>②制度改正の周知</u> <u>厚生労働省と連携し、制度改正の趣旨、内容、手続き等についてお客様への周知を図る。</u></p> <p><u>③必要な人員の確保</u> <u>制度改正を円滑かつ着実に実施するために必要な人員を確保する。</u></p> <p><u>(2) 社会保障・税番号制度への対応</u> <u>社会保障・税番号制度実施のためのシステム開発や個人番号の初期収録などの準備を進めるとともに、各種様式・マニュアルの改定整備、職員への研修、事業主、市区町村、社会保険労務士等の関係者への周知等の施行準備作業を行う。</u> <u>また、平成28年1月の制度導入後においても、個人番号と基礎年金番号を確実に結び付け、個人番号を用いた事務処理の円滑な実施に向けた取組を行う。</u></p>	<p><u>②制度改正の周知</u> <u>厚生労働省と連携し、制度改正の趣旨、内容、手続き等についてお客様への周知を図るため、周知手法、対象等の広報計画を策定する。</u></p> <p><u>③必要な人員の確保</u> <u>年金機能強化法及び健全化法の施行に伴う業務の増加に対応するため、年金事務所、事務センター及び本部における事務処理等を円滑かつ着実に実施するための体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 社会保障・税番号制度への対応</u> <u>社会保障・税番号制度に関し、平成28年1月及び平成29年1月の2段階での実施に向けたシステム開発や事務処理方法の検討を行う。</u> <u>また、制度導入時に住民票コードを基に個人番号と基礎年金番号を円滑に紐付けることができるよう、被保険者に対する住民票コードの申出勧奨など、住民票コードの収録率向上のための取組を実施する。</u></p>	
<p><u>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</u> <u>1. 効率的な業務運営体制に関する事項</u></p>	<p><u>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項</u> <u>1. 効率的な業務運営体制</u></p>	<p><u>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項</u> <u>1. 効率的な業務運営体制</u></p>	<p><u>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</u> <u>1. 効率的な業務運営体制に関する事項</u></p>

<p><u>ア 業務について、お客様と直接接する年金事務所等一線の職員の声を集めることや外部コンサルティングの活用などにより、常にその手順を点検し、合理化及び効率化を図るとともに、標準化を進める。</u></p>	<p><u>①業務の合理化・効率化・標準化</u> 常に業務手順の点検等を行い、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進める。 <u>また、社会保険オンラインシステム刷新に併せ、届書の画像化・データ化による電子決裁及び経過管理を実施する。</u> <u>更に、年金事務所及び事務センターで対応している事業所等からの電話照会対応業務について、外部委託化を検討する。</u></p> <p><u>②業務改善の推進</u> <u>お客様や年金事務所等第一線の職員からの業務改善要望や提案、現場における創意工夫などの収集を行い、これらを踏ま</u></p>	<p><u>①業務の合理化・効率化・標準化</u> ア 常に業務手順の点検等を行い、業務の合理化・効率化を図るとともに、業務の標準化を進める。標準化に当たっては、マニュアル(業務処理要領)の充実・精緻化、その周知の徹底及び組織的な点検強化等によって、事務処理誤りの未然・再発防止を図ることに留意する。</p> <p><u>イ また、社会保険オンラインシステム刷新を見据え、届書の画像化・データ化による電子決裁及び経過管理を実施するためのシステム構築に係る検討を進める。</u></p> <p><u>ウ 年金事務所及び事務センターで対応している事業所、被保険者及び市区町村等からの電話照会対応業務について、現状の調査・分析を行い、外部委託化の検討を行う。</u></p> <p>エ 事務処理のICT化(情報通信技術)を進めるため、ホームページや「ねんきんネット」を活用して、事業主や被保険者等が届書を作成するための支援システムの構築に向けた取組を進める。</p> <p><u>②業務改善の推進</u> ア お客様や年金事務所等第一線の職員からの業務改善要望や提案、現場における創意工夫などの収集を行い、これ</p>	<p><u>①業務の合理化・効率化を図るとともに、業務の標準化を進める。標準化に当たっては、マニュアル(業務処理要領)の充実・精緻化、その周知の徹底及び組織的な点検強化等によって、事務処理誤りの未然・再発防止を図ることに留意する。</u> また、過去の裁判事例も含め、事務処理誤りについての情報共有を図るとともに、その要因分析を十分行い、事務処理マニュアルの充実や職員への周知徹底等を図る。</p> <p><u>②業務の効率化・改善について、業務改善工程表及びシステム再構築工程表に基づく各種取組を適切に進捗管理し、着実に実施する。</u></p>
--	---	--	--

<p>イ 各種届書の入力・審査・決定事務及び通知書等の印刷・交付事務については、社会保険オンラインシステム刷新後の都道府県域を越えた広域単位の集約化の実現に向け、<u>当面、都道府県単位に設置する事務センターへの完全集約化を実現する。</u></p> <p>ウ 業務運営の実施状況を踏まえて、本部及びブロック本部のあり方について検討する。<u>年金事務所については、お客様の利便性等を踏まえた再配置計画の策定を検討する。</u></p>	<p><u>え、システムを含む業務改善に取り組む。</u></p> <p><u>③事務センターにおける業務の標準化・効率化</u> <u>都道府県事務センターにおいて集約実施している各種届書の入力・審査・決定事務及び通知書等の印刷・交付事務については、<u>年金事務所との役割分担を踏まえつつ、事務処理の標準化と効率化を進める。</u>また、<u>都道府県域を超えた広域単位の集約化の実現に向け、事務処理の効率性、迅速性の観点から、事務処理体制の整備等を進める。</u></u></p> <p><u>④本部・ブロック本部の連携強化</u> 本部及びブロック本部の<u>連携を強化するとともに、効率的かつ効果的な役割分担に基づく年金事務所、事務センターへの指導・支援体制の確立を図る。</u></p> <p><u>⑤年金事務所の適正配置</u> 年金事務所については、お客様の利便性</p>	<p>らを踏まえ、システムを含む業務改善に取り組む。</p> <p>イ 業務の効率化・改善について、業務改善工程表及びシステム再構築工程表に基づく各種取組を適切に進捗管理し、着実に実施する。</p> <p>また、受付進捗管理システムの機能改善を進め、受付業務等の効率化を図る。</p> <p>③事務センターにおける業務の標準化・効率化</p> <p>ア 都道府県事務センターにおいて集約実施している業務処理について、業務の正確性の向上や効率化の推進を図るとともに、年金事務所との役割分担を踏まえつつ、標準化と効率化を進める。</p> <p><u>イ 都道府県事務センターの広域集約化を計画的に実施していくため、順次、対象となる拠点の事務処理の標準化及び事務処理体制の整備等を進める。</u></p> <p><u>④本部・ブロック本部の連携強化</u> 本部とブロック本部の<u>役割分担及び年金事務所、事務センターへの指導・支援体制のあり方</u>を検討する。</p> <p><u>⑤年金事務所の適正配置</u> 年金事務所については、<u>地域等のニーズを踏まえつつ、全体予算の状況も考慮の</u></p>	<p>また、受付進捗管理システムの機能改善を進め、受付業務等の効率化を図る。</p> <p>③事務処理の ICT 化(情報通信技術)を進めるため、ホームページや「ねんきんネット」を活用して、事業主や被保険者等が届書を作成するための支援システムの構築に向けた取組を進める。</p> <p>④都道府県単位の事務センターに集約されている業務処理について、業務の正確性の向上や効率化の推進を図るとともに、年金事務所との役割分担を整理しつつ、標準化を進める。</p> <p>⑤郵便返送物についての管理を進めること等により、郵便物送付業務の効率化を図るとともに、未達郵便物の対応等について検討を進める。</p>
--	--	--	---

	<p>等を踏まえた<u>適正配置の観点から、必要に応じ、再配置の実施を検討する。</u></p>	<p><u>上、効率的かつ効果的な再配置の実施を検討する。</u></p>	
<p>2. 運営経費の抑制等に関する事項</p> <p>機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。ただし、<u>国家プロジェクトの期間中、年金記録問題の解決に必要な人員については、別途確保する。</u></p> <p>人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。</p> <p>一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)については平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を目指す。</p>	<p>2. 運営経費の抑制等</p> <p><u>①人員体制及び人件費</u></p> <p>・機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。その際、併せて、<u>社会保障・税一体改革の一環として実施される年金制度改正の施行事務及び年金保険料の徴収体制強化等のための特別対策等のうち、基本計画策定時には想定されていなかった新たな業務への的確な対応は、信頼回復を図る上で至上命題であり、不断の合理化・効率化を図りつつ、円滑な業務遂行のための実施体制を確保する。</u></p> <p>・人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。</p> <p><u>②一般管理費及び業務経費</u></p> <p>一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費、<u>介護保険料徴収等に係る義務的な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。</u>)については平成25年度比で15%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、<u>年金受給者に送付する源泉徴収票送付等に係る義務的な経費</u>及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成25年度比で</p>	<p>2. 運営経費の抑制等</p> <p>①人員体制及び人件費</p> <p>機構の人件費について、<u>社会保障・税一体改革の一環として実施される年金制度改正の施行事務、厚生年金基金制度改正による特例解散に伴う徴収業務及び年金保険料の徴収体制強化等のための特別対策など、基本計画策定時には想定されていなかった新たな状況への的確な対応</u>及び年金記録問題対応に必要な人員に係る経費を確保しつつ、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、<u>不断の合理化・効率化を進める。</u></p> <p>②一般管理費及び業務経費</p> <p>一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費について、執行状況を分析しコストの可視化を進めるとともに、コスト意識の徹底に努め、効率的な予算執行を進める。</p>	<p>2. 運営経費の抑制等に関する事項</p> <p>①機構の人件費について、年金記録問題対応に必要な人員に係る経費を確保しつつ、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を図る。</p> <p>②一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費について、執行状況を分析しコストの可視化を進めるとともに、コスト意識の徹底に努め、効率的な予算執行を進め、<u>一般管理費(人件費を除く。)については、平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を達成する。</u></p>

	5%程度に相当する額の削減を目指す。		
<p>3. 外部委託の推進に関する事項</p> <p>基本計画に基づき、業務の外部委託を進める。外部委託にあたっては、以下により、委託した業務の品質の維持・向上を図る。</p> <p>ア 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等により、委託業者の適切な選定を行う。</p> <p>イ 委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。また必要に応じ、委託業者の変更を行う。</p>	<p>3. 外部委託の推進</p> <p>基本計画に基づき、業務の外部委託を進める。外部委託にあたっては、委託した業務の品質の維持・向上を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①委託業者の適切な選定</p> <p>業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等により、委託業者の適切な選定を行う。</p> <p>②委託業務の管理・監視</p> <p>委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。また必要に応じ、委託業者の変更を行う。</p>	<p>3. 外部委託の推進</p> <p>業務の外部委託を推進するとともに、外部委託にあたっては、以下により委託した業務の品質の維持・向上を図る。</p> <p>①委託業者の適切な選定</p> <p>業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査を行い、委託業者を適切に選定する。また、内部監査による事後チェック等を通じて委託契約の適正化を図る。</p> <p>②委託業務の管理・監視</p> <p>委託業者とサービス品質に関する合意(SLA)を締結するとともに、契約違反等の不適切な処理の防止の観点も踏まえ、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。</p> <p>また、業務の性格に応じ、業務実績・効果の向上につながるインセンティブが働くよう、求めるSLAを上回る委託業者と優先的に次期契約に向けた交渉を行う「SL</p>	<p>3. 外部委託の推進に関する事項</p> <p>委託した業務の品質の維持・向上を図りつつ、以下により業務の外部委託を進める。</p> <p>①業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査を行い、委託業者を適切に選定する。また、内部監査による事後チェック等を通じて委託契約の適正化を図る。</p> <p>②委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、契約違反等の不適切な処理の防止の観点も踏まえ、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。</p>

<p>ウ 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>	<p>③複数年契約の活用 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>	<p><u>Aを活用した契約更新制度」等を積極的に活用する。</u> ③複数年契約の活用 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>	<p>③効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>
<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。調達コストについて、中期目標期間中、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額(機構設立時に契約を締結するものを除く。)の合計額の 10%以上を削減することを目指す。 <u>ア 契約について、競争入札(総合評価方式を含む。)によることを徹底し、契約予定価格が少額のものを除く契約について、競争入札の件数が占める割合が 80%以上の水準を確保することを目指す。</u></p>	<p>4. 契約の競争性・透明性の確保等 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。調達コストについて、中期目標期間中、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額の合計額の10%以上を削減することを目指す。 ①契約の競争性・透明性の確保 契約について、契約の競争性・透明性の確保を図ることを徹底し、契約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除く契約について、競争性のある契約(一般競争入札、総合評価落札方式による競争入札、企画競争、公募によるもの。)の件数(不落随契となったものを含む。)の占める割合が80%以上の水準を確保することを目指す。</p>	<p>4. 契約の競争性・透明性の確保等 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保、コスト削減及び調達手続きの適正化に努める。 ①調達手続きの適正化 調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底に努める。 ②契約の競争性・透明性の確保 調達における競争性・透明性の確保を図るため、価格を重視した競争入札に付すことを徹底し、契約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除き、競争性のある契約(一般競争入札、総合評価落札方式による競争入札、企画競争、公募によるもの。)の件数(不落随契となったものを含む。)の占める割合を80%以上の水準とすることを目指す。</p>	<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保、コスト削減及び調達手続きの適正化に努める。 ①調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底に努める。 ②調達における競争性・透明性の確保を図るため、価格を重視した競争入札(総合評価方式を含む。)に付すことを徹底し、契約予定価格が少額のものを除き、競争入札件数の占める割合を80%以上の水準とすることを目指す。</p>

<p>イ 調達委員会を設置し、事業年度を通じた調達の進行管理、一定額以上の調達案件の事前審査等を行う。</p>	<p><u>②調達委員会による事前審査等</u> 調達委員会を設置し、事業年度を通じた調達の進行管理、一定額以上の調達案件の事前審査等を行う。</p>	<p><u>③調達委員会による事前審査等</u> ・調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、当該計画額の10%以上を削減することを旨とする。 ・調達委員会等を定期的に開催し、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。</p>	<p>③調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、当該計画額の10%以上を削減することを旨とする。 ④調達委員会等を定期的に開催し、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。</p>
<p>ウ 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。なお複数年契約は、中期目標期間内において行うことを原則とするが、土地建物、事務機器等の賃貸借に係る契約、システム開発及び運用保守に係る契約、業務委託契約、宿舍管理等の管理保守業務に係る契約、損害保険契約等において、合理的と判断されるものについては、中期目標期間を超えて行うことができることとする。</p>	<p><u>③複数年契約等合理的な契約形態の活用</u> 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。なお複数年契約は、中期目標期間内において行うことを原則とするが、土地建物、事務機器等の賃貸借に係る契約、システム開発及び運用保守に係る契約、業務委託契約、宿舍管理等の管理保守業務に係る契約、損害保険契約等において、合理的と判断されるものについては、中期目標期間を超えて行うことができることとする。</p>	<p><u>④複数年契約等合理的な契約形態の活用</u> 複数年契約等合理的な契約形態を活用し、業務の円滑な遂行と調達コストの削減に努める。</p>	<p>⑤複数年契約等合理的な契約形態を活用し、業務の円滑な遂行と調達コストの削減に努める。</p>
<p>4. <u>社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</u> <u>新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</u></p>	<p><u>5. 社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し</u> <u>社会保険オンラインシステムにおけるITガバナンス体制を確立し、現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発及び社会保険オンラインシステムの計画的な見直しのため、以下の取組を行う。</u></p>	<p><u>5. 社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し</u> <u>社会保険オンラインシステムにおけるITガバナンス体制を確立し、現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発及び社会保険オンラインシステムの計画的な見直しのため、以下の取組を行う。</u></p>	<p>4. <u>社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</u> 年金制度改正の検討状況を踏まえつつ、「公的年金業務の業務・システム最適化計画」(平成23年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、業務の標準化を図りつつ、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</p>

	<p><u>①現行システムの適切かつ確実な運用</u> <u>社会保険オンラインシステムにおける大規模かつ大量の処理を適切かつ確実に</u> <u>行うため、システム障害要因の除去等の事前</u> <u>対応を強化し、システム事故及びシステム</u> <u>障害の極小化に取り組む。</u></p> <p><u>②現行システムの制度改正等への対応</u> <u>制度改正等に伴い必要となるシステム開</u> <u>発に、適切かつ確実に取り組む。</u></p> <p><u>③現行システムの業務改善への対応</u> <u>費用対効果を踏まえつつ、業務の正確か</u> <u>つ効率的な処理を図るため、業務改善に</u> <u>資するシステム開発に取り組む。</u></p> <p><u>④社会保険オンラインシステムの見直し</u> <u>「公的年金業務の業務・システム最適化計</u> <u>画(平成23年3月厚生労働省)」の基本的</u> <u>な理念に沿って、社会保険オンラインシ</u> <u>ステムの見直しに取り組む。</u></p>	<p><u>①現行システムの適切かつ確実な運用</u> <u>社会保険オンラインシステムにおける大</u> <u>規模かつ大量の処理を適切かつ確実に</u> <u>行うため、運用手順やチェック体制を適</u> <u>時点検し、必要に応じて見直しを行い、シ</u> <u>ステム事故及びシステム障害の極小化</u> <u>に取り組む。</u></p> <p><u>②現行システムの制度改正等への対応</u> <u>制度改正等に伴い必要となるシステム開</u> <u>発に、適切かつ確実に取り組む。</u></p> <p><u>③現行システムの業務改善への対応</u> <u>システム再構築工程表に基づく各種シ</u> <u>ステム開発について、適切かつ確実に取</u> <u>組む。</u></p> <p><u>④社会保険オンラインシステムの見直し</u> <u>年金制度改正の検討を踏まえつつ、「公</u> <u>的年金業務の業務・システム最適化計</u> <u>画」(平成23年厚生労働省)」の基本的な</u> <u>理念に沿って、業務の標準化を図りつ</u> <u>つ、社会保険オンラインシステムの見直</u> <u>しに取り組む。</u></p>	<p>具体的には、「年金記録問題検証委員会」 の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務 プロセスの見直し等を反映した基本設計の 修正を行うなどの取組を引き続き進める。</p>
<p>IV 業務運営における公正性及び透明性 の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項 効率的かつ公正・透明な業務運営の実現</p>	<p>III 業務運営における公正性及び透明性 の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの有効性確保 コンプライアンス確保やリスクの未然・再発</p>	<p>III 業務運営における公正性及び透明性 の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの有効性確保 コンプライアンス確保やリスクの未然・再</p>	<p>IV 業務運営における公正性及び透明性 の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項 「内部統制システム構築の基本方針」(業</p>

<p>を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。また、内部監査機能を充実し、内部統制の有効性を検証するとともに、継続的にその改善を図る。具体的には、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、</p> <p>①コンプライアンスの確保、 ②業務運営における適切なリスク管理、 ③業務の有効性・効率性の確保、 ④適切な外部委託の管理、 ⑤情報の適切な管理及び活用等、 ⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、 ⑦IT への適切な対応</p> <p>の7つの事項を柱として、理事会の統括の下で、<u>日本年金機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)</u>を構築するとともに、継続的にその改善を図る。</p> <p>特に、<u>コンプライアンス確保やリスク管理</u>について、その必要性についての機構の役職員の意識の醸成に重点を置き、効果的な研修内容の検討・実施を行う。<u>また必要な仕組みや体制を整備し、特に、不正や事務処理誤りなどの業務上のリス</u></p>	<p><u>防止を重視した内部監査機能を含む内部統制の仕組みが有効に機能するよう、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>(1)内部統制システム構築の適正な運用</u> <u>内部統制の仕組みについては、引き続き、</u> 「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、</p> <p>①コンプライアンスの確保 ②業務運営における適切なリスク管理 ③業務の有効性・効率性の確保 ④適切な外部委託の管理 ⑤情報の適切な管理及び活用等 ⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善 ⑦ICTへの適切な対応</p> <p>の7つの事項を柱として、理事会の統括の下で、<u>機構の業務の適正を確保し、継続的にその改善を図る。</u></p> <p><u>(2)コンプライアンス確保とリスク管理の取組</u> ・コンプライアンス確保やリスク管理について、その必要性についての機構の役職員の意識の醸成に重点を置き、効果的な研修内容の検討・実施を行う。</p>	<p>発防止を重視した内部監査機能を含む内部統制の仕組みが有効に機能するよう、以下の取組を行う。</p> <p>(1)内部統制システムの構築に関する事項 「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを確立する。</p> <p>(2)コンプライアンス確保とリスク管理の取組 ①職員の意識改革等 コンプライアンス確保やリスク管理のため、コンプライアンス自己チェック、コンプライアンス意識調査を継続的に実施するとともに、各種研修内容を充実させていく</p>	<p>務方法書第16条)に基づき、効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを確立するため、以下の取組を行う。</p> <p>①組織内の情報伝達や進捗よく管理が適切に行われるよう、コミュニケーションの活性化を通じた風通しの良い組織作りを進めるとともに、職員一人ひとりが問題意識をもち、「気付き」を具体的な行動に結びつけていけるような風土を醸成するなど、引き続き、以下を取組の柱とする組織風土改革に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの活性化 ・ほめる文化・感謝する風土の醸成 ・人を育てる文化・風土の形成 ・組織力やチーム力の向上 <p>②昨今の不祥事案の発生を踏まえ、リスク管理とコンプライアンス確保のため、コンプライアンス自己チェック、コンプライアンス意</p>
---	---	---	--

<p>クを未然に防止する観点から、<u>毎年度、リスクアセスメント調査を実施してリスクを把握し、調査結果に基づく必要な改善措置を講じる。また、事務処理誤りの内容については、一元的に把握し、組織内の情報共有の徹底を図る。</u></p>	<p>・リスクを未然に防止する観点から、リスクアセスメント調査を<u>継続的に</u>実施し、調査結果に基づく必要な改善措置を講じる。</p> <p>・<u>現金紛失事案や事務処理遅延など問題のある事案が依然として発生していることから、発生原因を検証し、必要な対策を行う。</u></p>	<p>ことで、職員個々に求められる役割・行動を常に認識させ、円滑に業務を遂行できる職場風土の醸成に向けた意識改革を継続的かつ徹底的に取り組む。</p> <p>また、コンプライアンス問題事案が発生した場合には、発生原因を検証・分析するとともに、必要な対応を速やかに行い、同様事案の発生防止に取り組む。</p> <p>②リスクアセスメント調査 業務上のリスクを把握し、その顕在化の未然防止のためにリスクアセスメント調査を継続して実施し、前回の改善措置に対する効果の検証及び調査結果により把握したリスクについて必要な改善措置等を行う。</p> <p>③防災対策 地震等の災害時を想定した防災対策として災害対応要領を見直し、緊急時対応マニュアルを充実させる。また、防災訓練を実施するとともに、防災に関する研修及び情報提供を行い、事業継続への対応力を高める。併せて、社会保険オンラインシステムのバックアップ環境の整備を検討する。</p>	<p>識調査の実施及び各種研修を通じて、職員それぞれの役割・行動を認識させ、円滑に業務を遂行できる職場風土の醸成に向けた意識改革を継続的かつ徹底的に取り組む。</p> <p>また、「情報漏えい事案の再発防止のためのアクション・プラン」の取組を着実に実行する。</p> <p>③業務上のリスクを把握し、その顕在化の未然防止のためにリスクアセスメント調査を継続して実施し、前回の改善措置に対する効果の検証及び調査結果により把握したリスクについて必要な改善措置等を行う。</p> <p>④地震等の災害時を想定した防災対策として災害対応要領を見直し、緊急時対応マニュアルを充実させる。また、防災訓練を実施するとともに、防災に関する研修及び情報提供を行い、事業継続への対応力を高める。併せて、社会保険オンラインシステムのバックアップ環境の整備を検討する。</p> <p>⑤事務処理誤りについては、一定数の発生が不可避であることを前提としつつ、可能な限りその発生を抑制するため、平成2</p>
---	--	---	--

	<p><u>(3)適正な監査の実施</u> <u>事務処理状況を確認し、コンプライアンスの観点を含めて問題点を把握することによって具体的な改善策につなげるため、内部監査機能の充実・改善を図る。</u></p> <p><u>(4)組織風土改革の推進</u> <u>内部統制の仕組みを有効に機能させるため、組織風土改革の取組を推進、浸透させ、風通しの良い組織の実現を目指す。</u></p>	<p>(3)適正な監査の実施 内部監査については、前年度までの監査結果を踏まえ、年金事務所、事務センター及び本部(システム部門及びブロック本部を含む)に対する、より効果的かつ効率的な監査を実施することにより、事務処理状況を確認し、コンプライアンスの観点を含めて問題点を把握するとともに、引き続き、機構全体の内部統制の適切性及び有効性の確認をしつつ、効率的な監査体制の確立に努める。 内部監査において発見された改善の必要がある事項については、その改善状況を継続的にフォローするほか、必要に応じて関連部門に対して具体的な改善策を提言していく。</p> <p>(4)組織風土改革の推進 「人を大切にし、組織を大切にする風土づくり」の実現のため、日本年金機構に対する誇り、愛着を育み、風通しのよい職場づくりを進めるため、以下の項目について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が育つ、人を育てる職場づくり ・働きやすく、ミスが起こらない職場づくり ・風通しのよい職場づくり 	<p>4年12月に改定した「総合再発防止策(改定)」に基づき、再発防止の新たな取組や関連するシステム開発などの各種取組を引き続き進める。</p> <p>⑥内部監査については、前年度までの監査結果を踏まえ、より効果的かつ効率的な監査体制に向けた改善を継続しつつ、年金事務所、事務センター及び本部(システム部門及びブロック本部を含む)に対する内部監査を実施し、機構全体の内部統制の適切性及び有効性を確認する。 内部監査により発見された改善の必要がある事項については、その改善状況について継続的にフォローするほか、必要に応じて関連部門に対して改善を求める。 なお、内部監査計画の立案においては、コンプライアンス事案等に係る特別監査及び事実確認調査が必要となる可能性にも配慮する。</p>
--	---	---	--

<p><u>文書管理規程を策定し、文書の原本管理・保管を徹底する。特にお客様からの申請書類等で重要文書として指定したものは永年保存とするなど、適正に管理・保管する。</u></p>	<p><u>(5)文書の適正管理</u> お客様からの申請書類等で重要文書として指定したものは永年保存とする。<u>また、保存文書の効率的活用のため、電子データ化を含め、適正に管理・保管する。</u></p>	<p>また、引き続き、以下を取組の柱とする組織風土改革を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの活性化 ・ほめる文化・感謝する風土の醸成 ・人を育てる文化・風土の形成 ・組織力やチーム力の向上 <p>(5)文書の適正管理 文書の適正管理のため下記の対応を行う。</p> <p>①文書保存期間の見直し お客様からの申請書類等で重要な文書として指定したものは永年保存とし、永年保存以外の文書についても現行の保存期間が適正であるか見直しを行う。</p> <p>②効率的な文書保管のための電子データ化 保存文書の効率的活用に向け、文書の電子データ化のために必要な文書管理規程の見直しを行い、適正に管理・保管する。</p> <p><u>③行政文書の移管等</u> <u>平成25年度の既存文書の整理の中で移管の準備を行った行政文書を厚生労働省へ移管を行うため、行政文書目録の整備を行い、厚生労働省へ登録する。</u></p> <p><u>④社会保険庁時代の文書の法人文書ファイル管理簿への登録</u> <u>社会保険庁時代の文書のうち、行政文書移管以外の法人文書について法人文書</u></p>	<p>⑦文書の適切な管理の徹底に向け、文書管理の現状調査の結果を踏まえ、文書管理に関する基準を作成し、これに基づき、既存文書の整理を推進する。</p> <p>あわせて、電子媒体の管理も含め、保存文書の電子化の推進に向けた検討を進める。</p>
--	---	---	---

	<p><u>(6)お客様の住所の適切な把握と返送郵便物の適切な対応</u> <u>各種送付物などを確実にお客様に届けることができるよう、住所情報の適切な把握を進めるとともに、返送郵便物について把握し、お客様相談等に対応できるようにする。</u></p>	<p><u>ファイル管理簿への登録に向け必要な整理を行う。</u></p> <p><u>(6)お客様の住所の適切な把握と返送郵便物の適切な対応</u> <u>二次元バーコードを活用した郵便物の送付・返送状況を管理するシステム開発について、今後の導入に向け、費用対効果を含めた検討を進める。</u> <u>また、社会保障・税番号制度の導入に合せて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住民票上の住所を取得する仕組み等の構築に向けた検討を行う。</u></p>	<p>⑧システムの開発、管理及び運用を適切に行うとともに、専門人材の確保・育成に努め、業務運営においてITを活用し、適切に対応するためのシステム面での対応及び体制の整備を引き続き行う。</p>
<p><u>3. 人事及び人材の育成に関する事項</u> <u>以下の取組により、組織の一体感を醸成する。</u></p> <p>ア 正規職員の採用や幹部職員人事は本部で一括して行う。</p> <p>イ <u>すべての正規職員について、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンを確立する。</u></p> <p>ウ 年功序列を排した能力・実績本位の人</p>	<p><u>2. 人事及び人材の育成</u> <u>組織の一体感を醸成しつつ、必要な人材育成を進め、適材適所の人事を行うため、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①人事方針、人材登用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員の採用や幹部職員人事は本部で一括して行う。 ・正規職員については、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンの確立を進める。 ・年功序列を排した能力・実績本位の人材 	<p><u>2. 人事及び人材の育成</u></p> <p>①戦略的な人事政策</p> <p>ア 基幹業務の着実な実施及び次期制度改正を見据え、体制確保に向けた適材適所の人事を行う。</p> <p><u>イ 若手職員については、様々な業務経験を通じ人材育成を図るとともに、中堅職員については、それまでの業務経験を踏まえ、その適性に応じた人事配置を行うことにより業務の専門性を確保する。</u></p> <p>ウ 能力・実績本位の人事配置を行うた</p>	<p><u>3. 人事及び人材の育成に関する事項</u></p> <p>①戦略的な人事政策</p> <p>ア 適用・徴収・給付及び相談などの基幹業務を着実に実施するための体制確保に向けた人事を行う。</p> <p>また、平成26年度以降を見据えつつ、年金記録問題への対応については業務の進捗等に応じた人員配置を的確に行う。</p> <p>イ 能力・実績本位の人事を進める。特に、管理職については幹部登用試験を引き続き実施する。</p> <p>ウ スキルのある優秀な職員の安定的な</p>

<p>材登用や給与体系等を確立する。</p>	<p><u>登用を進めるとともに、キャリアパターンに基づき、本人の適性や生活環境等を踏まえた適材適所の人事を行う。その際、若手職員については様々な業務を経験させることを重視するとともに、中堅職員についてはその適性に応じ、業務の専門性の確保・向上にも留意した人事を行う。</u></p>	<p>め、引き続き幹部登用試験を実施する。また、スキルのある優秀な職員の安定的確保を図るため、有期雇用職員から正規職員への登用を進める。</p>	<p>確保を図るため、有期雇用職員から正規職員への登用を進める。</p>
<p><u>エ 職員の意欲向上、意識改革を図り、業務の効率化、人材育成に資するよう、「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入する。また、制度の適正な運営により、職員の適切な処遇に反映させるとともに、必要に応じ、制度の改善を図る。</u></p>	<p><u>②適正な人事評価制度の運用</u> <u>・組織目標に掲げられた事項への取組成果を適正に評価できる人事評価制度の運用を図る。</u> <u>・また、評価者研修の実施により、評価者レベルの向上に努めるとともに職員アンケート等を通じて必要な制度改善を図る。</u></p>	<p>エ 業務運営の体制確保及び組織の活性化を図るため、<u>広報活動及び面接審査をより充実することにより</u>、引き続き優秀な人材を採用する。</p> <p>②人事評価制度の定着促進 人事評価の公平性・公正性・納得性を高めるため、評価スキル向上のための評価者研修を継続して実施するとともに、被評価者に対しても若手・中堅職員を対象とした集合研修を利用して制度の理解と定着促進を図る。また、年金事務所・事務センターの事業実績をより反映した実績評価を実施できるよう評価項目等の見直しを行う。</p>	<p>エ 業務運営の体制確保、組織の活性化を図るため、引き続き、優秀な人材を採用する。</p> <p>②人事評価制度の定着促進 人事評価の公平性・公正性・納得性を高めるため、評価スキルの向上を目指し評価者研修等を実施するとともに、被評価者に対する目標面談やフィードバック面談の徹底により制度の定着を図る。また、職員の協調性や士気を高めるため、年金事務所・事務センター毎の事業実績をより反映した実績評価を実施する。</p>
<p><u>オ 職員の専門性を高めるための体系的な研修を実施するとともに、社内資格制度を設ける。</u></p>	<p><u>③人材育成</u> <u>機構職員としての職務と責任に応じた能力の向上を図るとともに、職員の専門性を向上させるため、階層別研修、業務別研修、通信研修を体系的に実施するとともに、社内資格の取得促進を図る。</u></p>	<p>③人材の育成 「求められる職員像及び管理職員像」にかなう職員の育成を目指し、集合研修、職場内研修、通信研修を効果的に組み合わせ、ブロック本部と連携・協力し、体系的に実施する。また、内部資格の取得</p>	<p>③人材の育成 「求められる職員像及び管理職員像」にかなう職員の育成を目指し、集合研修をはじめ、通信研修、職場内研修を体系的に実施し、各研修ごとの到達目標を設定するとともに、内部資格及び外部資格の取得を促</p>

	<p><u>④働きやすい職場環境の確立</u> <u>職員が誇りと責任感を持って職務に専念できるよう、仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境を確立する。</u></p>	<p>を促進する等、自己研鑽を重視する。 特に、重点的に実施する事項は次のとおり。 ア 管理職としての<u>意識付け</u>、マネジメント能力の向上 イ <u>業務別研修における目標明確化及びフォローアップによる研修の充実</u> ウ CS向上に向けた研修の充実 エ <u>事務処理誤りの防止に向けた研修の充実</u> オ eラーニングコンテンツの拡充</p> <p>④適正な勤務時間管理と福利厚生の実 適正な労働時間管理の徹底を図るとともに、職員が健康で仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境を確立するため、以下に取り組む。 ア 時間外勤務を縮減するとともに適正な勤務時間管理を徹底する。 イ 職員の安全の確保、健康の保持増進をより一層図るため、過重労働者に対する健康障害防止及びメンタルヘルス不調予防に関する対策を推進する。</p>	<p>進する等、職員の自己研鑽を支援する。また、研修実施後のフォローアップを実施するなど、研修効果の向上に向けた取組を行う。特に重点的に実施する事項は以下のとおり。 ア 管理職のマネジメント能力の向上 イ CS向上のための研修実施体制の構築 ウ eラーニングコンテンツの拡充(基礎課程、応用課程に加え、指導者養成課程の構築) エ <u>eラーニングシステムを活用した講義、研修用DVDの配信及び職場内研修テキストのeラーニング化</u> オ <u>平成24年度より開始した内部資格認定試験の実施</u> カ <u>職員講師のスキル向上や育成を目的とした講師養成研修の一層の充実</u></p> <p>④適正な労務管理 民間労働法制下における健全で安定した労使関係の構築及び労働時間管理の徹底を図る。 また、職員が健康で仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境を確立するため、以下に取り組む。 ア 職員の安全の確保、健康の保持増進をより一層図るため、過重労働者に対する健康障害防止及びメンタルヘルス不調予防に関する対策を推進する。 イ ワークライフバランスを推進するため、</p>
--	--	--	---

	<p><u>⑤健全な労使関係</u> <u>健全で安定した労使関係を維持する。</u></p>	<p>ウ ワークライフバランスを推進するため、第2期一般事業主行動計画に掲げた基本方針に基づき、休暇制度の充実や職員の意識醸成等、計画達成に向けて諸施策を確実に実施する。</p> <p>⑤健全な労使関係の維持 民間労働法制下における健全で安定した労使関係を引き続き維持する。</p>	<p>第2期一般事業主行動計画に掲げた基本方針に基づき、休暇制度の充実や職員の意識醸成等、計画達成に向けて諸施策を確実に実施する。</p>
<p><u>2. 情報公開の推進に関する事項</u> 以下の取組により、業務運営の状況や目標の達成状況、組織や役員に関する情報をお客様の視点に立ち、分かりやすい形で広く適切に公開するとともに、法令に基づく情報公開に適切に対応する。</p> <p>ア <u>毎事業年度の年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表等を行い、日本年金機構の業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等を分かりやすい形で、積極的にお客様に発信する。</u></p> <p>イ <u>年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行う。</u></p> <p>ウ <u>不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速に情報公開を行う等、適切に対処する。</u></p>	<p><u>3. 情報公開の推進</u> 業務運営の状況や目標の達成状況、組織や役員に関する情報をお客様の視点に立ち、分かりやすい形で広く適切に公開するとともに、法令に基づく情報公開に適切に対応する<u>ため、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>①年次報告書(アニュアルレポート)の作成・発行</u> <u>毎年度、機構の業務実績、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報などについて、お客様目線で、できるだけ、分かりやすく見やすく取りまとめた年次報告書(アニュアルレポート)を発行し、公表する。</u></p> <p><u>②事務処理誤り等の公表</u> 不適正事案や事務処理誤りなどの<u>事案について、事案の重要性等に応じ、速やかに公表するとともに、定期的に発生状況等を情報提供する。</u></p>	<p><u>3. 情報公開の推進</u></p> <p>①年次報告書(アニュアルレポート)の作成・発行 日本年金機構の業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等についての年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、9月を目途に公表する。</p> <p>②事務処理誤り等の公表 事務処理誤りを原因別などに類型化し、その内容と件数をグラフ等を活用して毎月公表する。 なお、お客様に相当の影響を与える恐れ</p>	<p><u>2. 情報公開の推進に関する事項</u></p> <p>①日本年金機構の業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等についての年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、9月を目途に公表する。</p> <p><u>②年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況や年金額回復の状況等について、定期的に情報提供を行う。</u></p> <p>③事件・事故・事務処理誤りについて、組織内のルールに基づく迅速かつ確かな情報伝達を徹底するとともに、必要に応じて調査し、迅速に事案の概要等の情報を月次で公表する。</p>

<p>エ 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画・報告、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。</p>	<p>③その他業務運営に関する情報の公表 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画・報告、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。<u>また、業務運営の透明性を確保するため、契約に関する情報などについても適切に公表する。</u></p>	<p>のある事務処理遅延等については、迅速性を確保するため、<u>本部による公表に加えて影響のある地域においても、ブロック本部等により公表する。</u></p> <p>③その他業務運営に関する情報の公表 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。<u>また、業務運営の透明性を確保するため、契約に関する情報等についても、適切に公開する。</u></p>	<p>また、<u>事務処理誤り報告等について、データベース化し、より効果的にその内容を蓄積、対応の管理、分析を行い、各拠点に情報提供を行うため、平成25年9月に「お客様対応管理システム」を導入する。</u></p> <p>④業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。</p>
<p>4. 個人情報の保護に関する事項 公的年金事業に対するお客様の信頼回復を図るため、以下の取組により、個人情報の保護・管理に万全を期する。</p> <p>ア 効果的な研修の実施やセルフチェックの仕組みの導入などにより、職員に対して個人情報保護の重要性についての認識を徹底する。</p> <p>イ 生体情報認証によるアクセス制御やア</p>	<p>4. 個人情報の保護に関する事項 公的年金事業に対するお客様の信頼を確保するため、個人情報の保護・管理に万全を期す<u>こととし</u>、以下の取組を行う。</p> <p>①個人情報保護に対する職員の意識の徹底 効果的な研修やセルフチェックの実施などにより、職員に対して個人情報保護の重要性についての認識を<u>一層</u>徹底する。</p> <p>②システム上の対策 生体情報認証によるアクセス制御やアクセ</p>	<p>4. 個人情報の保護に関する事項</p> <p>①個人情報保護に対する職員の意識の徹底 職員に対する個人情報保護の重要性及び個人情報保護管理規程や関連法令等の周知を一層徹底するため、全職員を対象とした効果的な研修や機構内報等を活用した啓発を図り、またセルフチェックによる自己診断等を定期的実施する。</p> <p>②システム上の対策 個人情報保護のため、生体情報認証に</p>	<p>4. 個人情報の保護に関する事項</p> <p>①職員に対する個人情報保護の重要性及び個人情報保護管理規程や関連法令等の周知を一層徹底するため、全職員を対象とした効果的な研修や機構内報等を活用した啓発を図り、またセルフチェックによる自己診断等を定期的実施する。</p> <p>②個人情報保護のため、生体情報認証に</p>

<p>クセス内容の監視などシステム上の対策を講ずる。</p> <p>ウ プライバシーマークの基準を踏まえつつ、事務室や窓口において、徹底したセキュリティ対策を講ずる。</p> <p>エ 個人情報に関わる業務を外部委託する場合において、厳格な委託先の選定及び監督を実施する。</p>	<p>ス内容の監視などシステム上の対策を講じる。</p> <p><u>③セキュリティ対策の実施</u> プライバシーマークの基準を踏まえつつ、事務室や窓口において、徹底したセキュリティ対策を講じる。</p> <p><u>④外部委託先における個人情報の管理</u> 個人情報に関わる業務を外部委託する場合において、厳格な委託先の選定及び監督を実施する。</p> <p><u>⑤内部監査によるチェック</u> <u>上記①～④までの実施について、主管部門の推進状況の確認を含め内部監査を実施し、確実な改善を図る。</u></p>	<p>よる厳格なアクセス制御、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を適切に行う。</p> <p><u>③セキュリティ対策の実施</u> プライバシーマークの基準を踏まえつつ、個人情報保護管理推進3か年計画(計画期間:平成26年度～28年度)の個人情報保護管理・セキュリティ対策を実施する。</p> <p><u>④外部委託先における個人情報の管理</u> <u>個人情報に関わる業務を外部委託する場合においては、事業者に個人情報の管理体制を証明する書類の提出を求め、入札に参加する要件の有無を判定するとともに、委託業務実施後においては、個人情報の管理体制を確認するため効果的・効率的に立入検査を実施し、的確に委託事業者を監督する。</u></p> <p><u>⑤内部監査によるチェック</u> <u>個人情報の保護・管理に関する各種施策について、内部監査等により実施状況を適宜把握し、改善に係る取組が有効に機能しているかを検証する。</u></p>	<p>よる厳格なアクセス制御、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を適切に行う。</p> <p><u>③プライバシーマークの基準を踏まえつつ、引き続き個人情報保護管理推進3か年計画(計画期間:平成23年度～25年度)の個人情報保護管理・セキュリティ対策を実施する。</u></p>
<p><u>V</u>. 予算、収支計画及び資金計画 「<u>III</u> 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、</p>	<p><u>IV</u>. 予算、収支計画及び資金計画 「<u>II</u> 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、</p>	<p><u>V</u> 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p><u>V</u> 予算、収支計画及び資金計画</p>

<p>収支計画及び資金計画を作成し、当該予算による運営を実施することにより、日本年金機構の財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。 2. 収支計画 別紙2のとおり。 3. 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>収支計画及び資金計画を作成し、当該予算による運営を実施することにより、日本年金機構の財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。 2. 収支計画 別紙2のとおり。 3. 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>1. 予算については、別紙1のとおり。(略)</p> <p>2. 収支計画については、別紙2のとおり。(略)</p> <p>3. 資金計画については、別紙3のとおり。(略)</p>	<p>1. 予算については、別紙1のとおり。(略)</p> <p>2. 収支計画については、別紙2のとおり。(略)</p> <p>3. 資金計画については、別紙3のとおり。(略)</p>
--	--	---	---